

第 6 期

皆野町障がい者計画・障がい福祉計画

第 2 期

皆野町障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月

皆 野 町

はじめに

我が国の障がい者福祉制度は、平成30年に障害者総合支援法及び児童福祉法の改正や障害者基本計画(第4次)が策定され、共生社会の実現に向けた障がいのある人の自立と社会参加の支援等の施策の推進が図られています。

本町では、こうした国の施策や障がい者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人が、同じ社会の構成員として地域の中で自立した生活を営むことが出来るように支援を行ってきました。この様な状況の中、福祉、保健、教育、生活環境施策を総合的に推進するため、「一人ひとりが地域の中で輝く ふれあいのまち・みな」を基本理念に掲げ、「第6期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画 第2期皆野町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

計画を推進するためには、行政機関や事業者など関係者との連携はもとより、町民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。平成29年に策定した「第5次皆野町総合振興計画」等を踏まえて本計画に掲げた5つの基本目標の達成に向けて全力で取り組んでまいりますので、一層のご支援をお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、アンケート及びヒアリング調査にご協力いただいた町民の皆様並びに各事業所の皆様、また、熱心にご審議をいただきました皆野町障害者福祉基本計画策定協議会委員をはじめ関係団体の皆様には、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

令和3年3月



皆野町長 石木戸 道也

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の目的 | 2 |
| 第3節 計画の位置づけ | 3 |
| 第4節 計画の期間 | 4 |
| 第5節 計画の対象者 | 5 |
| 第2章 障がい者の現状 | 6 |
| 第1節 人口・世帯数の推移 | 6 |
| 第2節 障がい者の状況 | 7 |
| 第3節 障がいのある方の実態・意向把握調査 | 9 |
| 第4節 障がい者団体・事業所ヒアリング調査 | 19 |
| 第3章 主要課題と基本的考え方 | 23 |
| 第4章 障がい者施策推進の基本方向 | 35 |
| 第1節 施策展開の基本方針 | 35 |
| 第2節 施策の体系 | 38 |
| 第5章 障がい者施策の総合的展開 | 40 |
| 第1節 重点プロジェクト | 40 |
| 第2節 障がい者施策の総合的展開 | 42 |

| | |
|------------------------------------|------------|
| 第6章 皆野町障がい福祉計画 | 68 |
| 第1節 基本理念 | 68 |
| 第2節 障がい福祉計画策定のポイント | 68 |
| 第3節 指定障がい福祉サービス及び指定相談支援に関する基本的な考え方 | 70 |
| 第4節 地域生活支援事業の実施に関する基本的な考え方 | 71 |
| 第5節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 | 73 |
| 第6節 数値目標の設定 | 75 |
| 第7節 障がい福祉サービスの必要量の見込み | 78 |
| 第8節 地域生活支援事業の必要量の見込み | 90 |
| 第7章 成年後見制度利用促進基本計画 | 97 |
| 第1節 基本理念 | 97 |
| 第2節 成年後見制度利用の現状と課題 | 97 |
| 第3節 目標とその達成に向けた取組・方向性 | 98 |
| 第8章 計画の推進 | 100 |
| 第1節 各主体の役割 | 100 |
| 第2節 計画の推進 | 101 |
| 第3節 目標達成状況の評価 | 103 |
| 資料編 | 104 |

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

厚生労働省の調査によれば、身体、知的、精神の3つに大別される障がいの中で身体の障がい児・者は全国におよそ394万人（在宅者、平成28年調査）と最も多く、次いで精神障がい児・者が392万人（同、平成28年調査）、知的障がい児・者が74万人（同、平成28年調査）と推計されており、その数は年々増加傾向にあります。

一方で、地域においては、少子高齢化、人口減少の進展や人々の意識の変化に伴い、全国的に地域・家庭・職場といった生活の場における支え合いの基盤が弱まっていることが課題となっています。

これを受けて、国においては平成28年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、平成29年には社会福祉法が改正されました。

このような状況の中で、障がい者支援の分野においては、平成30年に「障害者権利条約」批准後初めての基本計画となる、「障害者基本計画（第4次）」が策定され、当事者本位の総合的・分野横断的支援を提供するとともに、共生社会の実現に向けた、障害のある人の自立と社会参加の支援等の施策の推進が図られています。

また、平成28年には、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮提供の促進について定めた「障害者差別解消法」や、職場における合理的配慮の提供が義務化された「改正障害者雇用促進法」が施行され、さらに平成30年には「障害者文化芸術法」が施行されるなど、法整備の面からも障がい者の社会参加に向けた支援が図られてきました。

埼玉県においては、平成30年に障害者計画と障害福祉計画と一体とした「第5期埼玉県障害者支援計画」を策定し、「障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の構成員として、障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる社会=『共生社会』の実現」を目標として、障がい者支援施策の推進が図られています。

皆野町（以下「本町」という。）においては、平成30年に「第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、各種障がい福祉サービスを展開してきました。

「第6期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、社会の潮流や、国及び県の動向を踏まえながら、令和2年度にて計画期間の満了を迎える「第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」及びその中に位置づけられている障がい児福祉計画について見直し、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づいて策定するものです。

第2節 計画の目的

本計画は、障がい者福祉や社会経済情勢の変化を踏まえ、ノーマライゼーション及びインクルーシブの理念のもと、障がいのある人の自立支援や社会参加に向けた、地域共生社会の実現及び障がい児の健やかな育成を目指し、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

本町では、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策の充実を図ってきました。その間、国の基本指針の見直し、障がい者福祉制度の変革などにより、障がいのある人をめぐる動向は大きく変化してきました。

本計画は、令和2年度に第5期の計画期間が終了することに伴い、障がい福祉サービスの推進及び、障がいのある人の自立支援・社会参加を推進するために、策定するものです。

また、平成28年5月に施行された成年後見制度利用促進法に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）を策定し、障がい者等の意思を尊重できるよう、更なる権利擁護の充実を図るためのものです。

第3節 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

皆野町障がい者計画

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。また、「第5次皆野町総合振興計画」の部門別計画として位置づけるとともに、国及び埼玉県が策定した関連計画との整合・連携を図りながら、障がい者施策を総合的、計画的に定めるものです。

皆野町障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即し、埼玉県の計画との整合を図るとともに、今後の国の障がい者に係る法制度改革の検討を踏まえたものとします。

皆野町障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する事項を定めるもので、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応する計画とします。

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第14条に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するものです。

「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の関係

- 「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
- 「障がい福祉計画」は障がい者計画の中の、「生活支援」に関わる障がい福祉サービスの量の見込み等について定める3年間の実施計画的な位置づけの計画
- 「障がい児福祉計画」は、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定める3年間の実施計画的な位置づけの計画

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び県が策定した上位計画・関連計画、本町が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、町の最上位計画である「第5次皆野町総合振興計画」の分野別計画として位置づけられ、平成30年に策定された「第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」及びその中に位置づけられている障がい児福祉計画について見直し、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく新たな計画として策定するものです。

第4節 計画の期間

今回の策定においては、前回計画に引き続き、計画の始期が一致することから、それぞれの計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中に障がい者をめぐる動向や各種法が変更となった場合は、随時見直しを行うものとします。

| 年度 | | | | | | | |
|-------------------------|----------------|------|----|----------------|------|---|-----|
| 平成 | | | 令和 | | | | |
| ... | 30 | 31/元 | 2 | 3 | 4 | 5 | ... |
| | 第5期皆野町障がい者計画 | | | 第6期皆野町障がい者計画 | | | |
| | 第5期皆野町障がい福祉計画 | | | 第6期皆野町障がい福祉計画 | | | |
| | 第1期皆野町障がい児福祉計画 | | | 第2期皆野町障がい児福祉計画 | | | |
| | | | | 成年後見制度利用促進基本計画 | | | |
| 第5次皆野町総合振興計画 平成29～令和8年度 | | | | | | | |
| | 第2期皆野町地域福祉計画 | | | | 次期計画 | | |

第5節 計画の対象者

本計画では、平成25年6月に改正された障害者基本法第2条に定義する障がい者を施策の対象とします。

ただし、具体的事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第2条

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

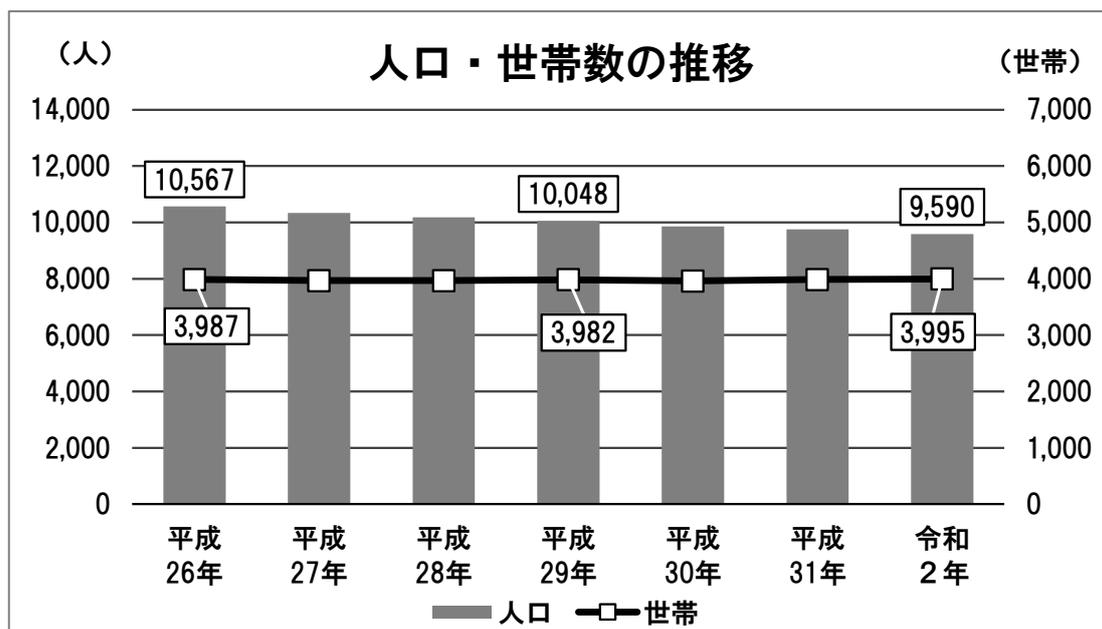
- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

以上の人々を対象とするほか、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

第2章 障がい者の現状

第1節 人口・世帯数の推移

本町の人口は、総じて減少傾向にあり、令和2年では、9,590人となっています。
また、世帯数については、近年はほぼ横ばいとなっており、令和2年では3,995世帯となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

第2節 障がい者の状況

(1) 皆野町の障害者手帳所持者数

令和2年における皆野町の障害者手帳所持者数は531人で平成30年と比較し5人減少しています。

内訳は、身体障害者手帳所持者が359人で全体の68%、療育手帳所持者が91人で17%、精神障害者保健福祉手帳所持者が81人で15%となっています。

| 区分 (単位:人) | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 増減数 H30→R2 |
|--------------|-------|-------|------|---------------|
| 身体障害者手帳 | 370 | 369 | 359 | △11 |
| 1級 | 111 | 116 | 117 | 6 |
| 2級 | 59 | 55 | 51 | △8 |
| 3級 | 66 | 66 | 62 | △4 |
| 4級 | 97 | 95 | 94 | △3 |
| 5級 | 24 | 23 | 21 | △3 |
| 6級 | 13 | 14 | 14 | 1 |
| 療育手帳 | 88 | 92 | 91 | 3 |
| 最重度 ㊤ | 16 | 15 | 15 | △1 |
| 重度 A | 22 | 23 | 24 | 2 |
| 中度 B | 34 | 35 | 34 | 0 |
| 軽度 C | 16 | 19 | 18 | 2 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 78 | 91 | 81 | 3 |
| 1級 | 9 | 7 | 7 | △2 |
| 2級 | 48 | 58 | 51 | 3 |
| 3級 | 21 | 26 | 23 | 2 |
| 合計 | 536 | 552 | 531 | △5 |

(各年3月31日時点)

【参考:自立支援医療(精神通院)利用数】

| 区分 (単位:回) | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年(見込) |
|---------------------|-------|-------|----------|
| 自立支援医療 (精神通院)利用数 | 122 | 114 | 116 |

(2) 身体障がい者の状況

身体障がい者数は、近年は減少傾向にあり、令和2年では359人と、平成30年に比べ11人の減少となっています。

障がい種類別にみると、「肢体」が全体の5割超と最も多くなっている一方、近年は「内部」が増加傾向にあります。

(障がい種別については重複があるため、表中の足し上げた数と、「合計」の数は一致しません)

| (人) | 視覚 | 聴覚・平衡 | 音声・言語 | 肢体 | 内部 | 合計 |
|-------|----|-------|-------|-----|-----|-----|
| 平成30年 | 30 | 22 | 4 | 209 | 109 | 370 |
| 平成31年 | 30 | 22 | 6 | 207 | 110 | 369 |
| 令和2年 | 30 | 22 | 5 | 191 | 116 | 359 |

| (人) | 18歳未満 | 18歳以上 | 合計 |
|-------|-------|-------|-----|
| 平成30年 | 9 | 361 | 370 |
| 平成31年 | 9 | 360 | 369 |
| 令和2年 | 9 | 350 | 359 |

(各年3月31日時点)

(3) 難病患者の状況

令和2年3月31日現在の指定難病医療受給者及び特定疾患医療給付者は76人、小児慢性特定疾患医療給付者は10人となっています。

| 区分 (人) | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 増減数 H30→R2 |
|--------------------------|-------|-------|------|---------------|
| 指定難病医療受給者及び 特定疾患医療給付者 | 74 | 78 | 76 | 2 |
| 小児慢性特定疾患 医療給付者 | 11 | 10 | 10 | △1 |

(各年3月31日時点)

第3節 障がいのある方の実態・意向把握調査

(1) 調査実施方法の概要

町内の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかを所持している人を対象に、普段の生活や障がい福祉サービスにおける実態についてアンケート調査を行い、障がい福祉に対する意向について把握を行いました。

調査の方法・回収状況については、以下の通りとなっています。

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 調査地域 | 皆野町全域 | |
| 調査対象者 | 町内在住の障がい者手帳所持者 450 人 | |
| 調査期間 | 令和 2 年 8 月 19 日～9 月 8 日 | |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 | |
| 回収状況 | 発送数 | 450 件 |
| | 回収数 | 280 件 |
| | 回収率 | 62.2% |

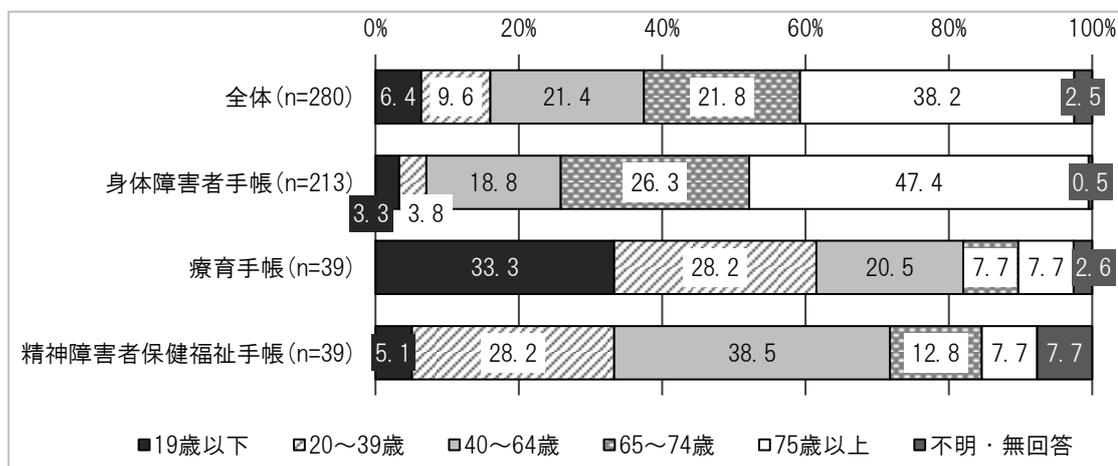
(2) 調査結果の概要

① 回答者の属性について

280 件の回答のうち、手帳種別については、身体障害者手帳が 213 件、療育手帳が 39 件、精神障害者保健福祉手帳が 39 件となっています。なお、複数の種別の手帳をお持ちの方がいるため、手帳種別ごとの件数の総数は、全体の総数と一致していません。

年齢についてみると、全体では「75 歳以上」が 38.2%と最も多く、次いで「65～74 歳」が 21.8%、「40～64 歳」が 21.4%となっています。

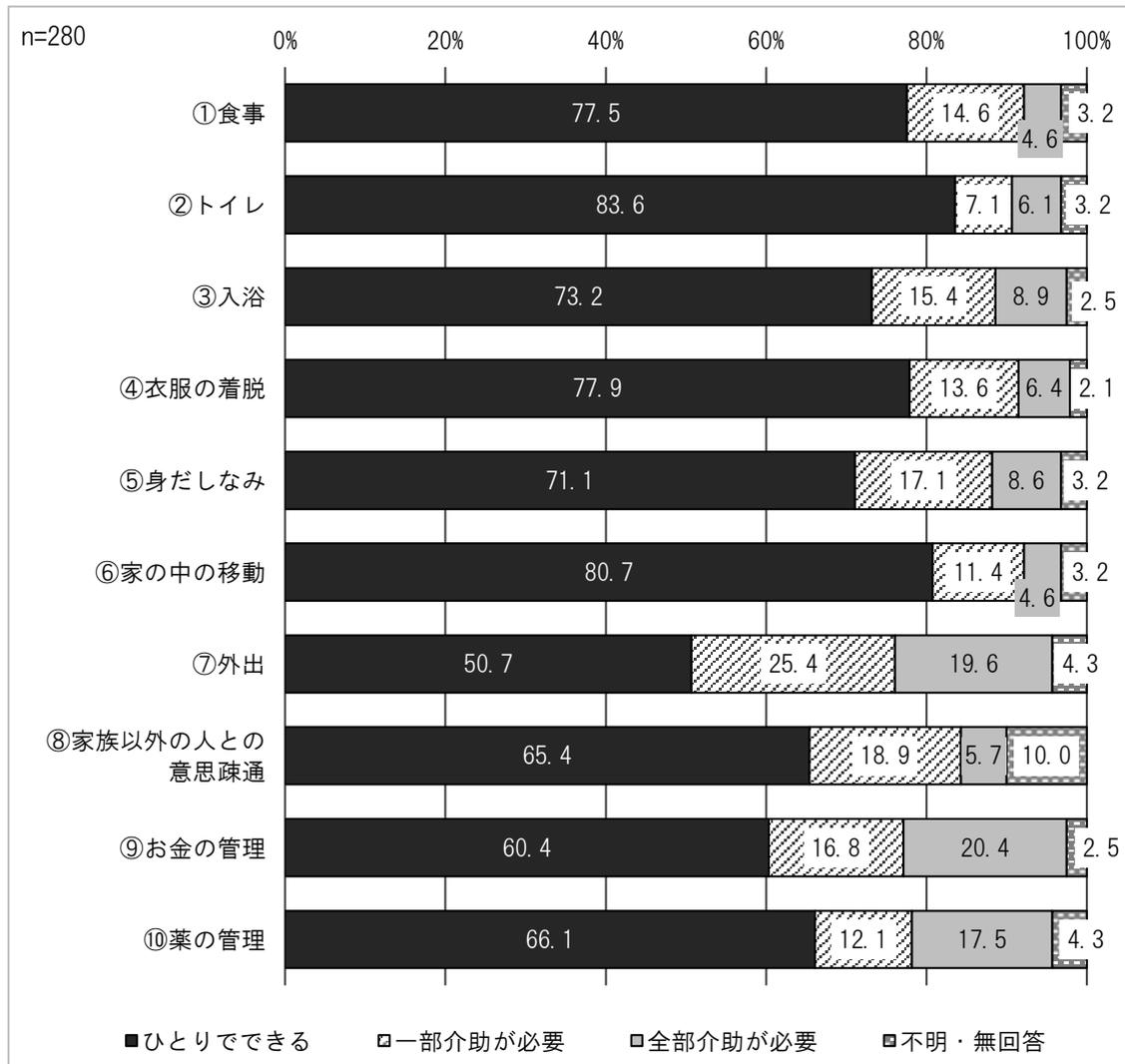
手帳別にみると、〈身体障害者手帳〉では、「75 歳以上」が 47.4%と最も多く、65 歳以上が 7 割以上を占めています。



② 日常生活で支援が必要なことについて

日常生活でできること・支援が必要なことについてみると、「ひとりでできる」では、《②トイレ》が83.6%と最も多く、次いで《⑥家の中の移動》が80.7%、《④衣服の着脱》が77.9%となっています。

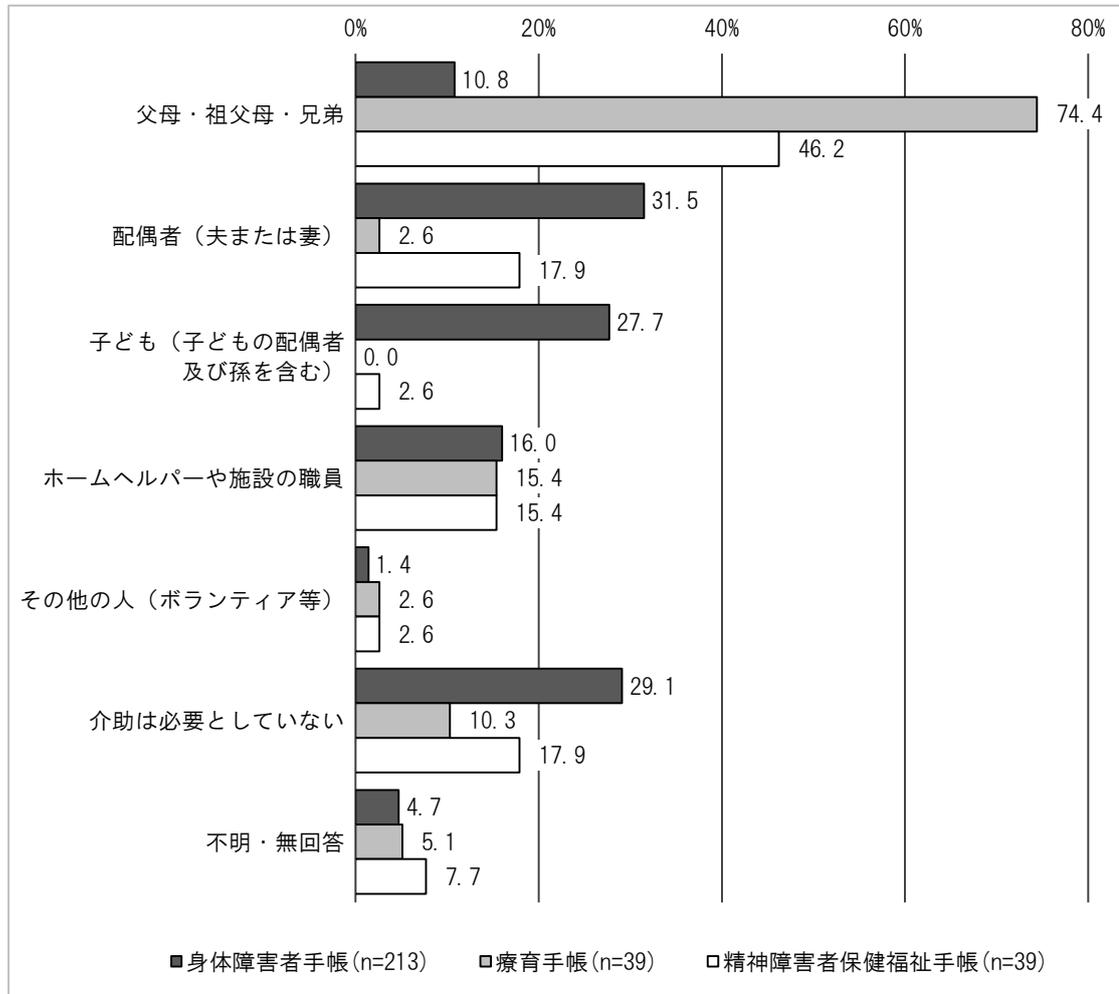
また、「全部介助が必要」では、《⑨お金の管理》が20.4%と最も多く、次いで《⑦外出》が19.6%、《⑩薬の管理》が17.5%となっています。



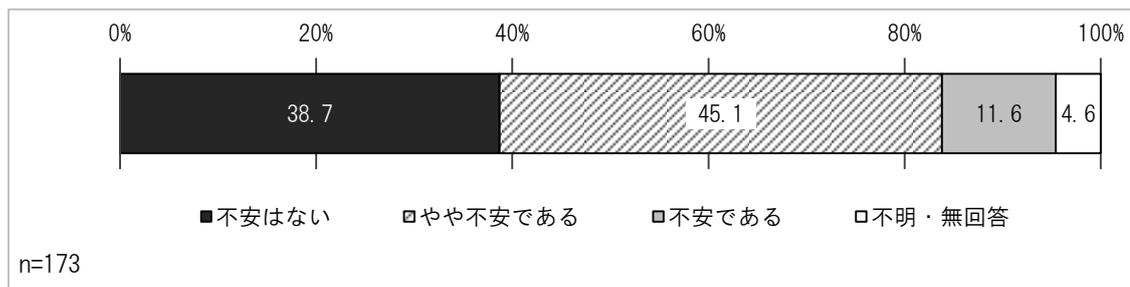
③ 介助者について

主な介助者について、手帳別にみると、〈身体障害者手帳〉では、「配偶者（夫または妻）」が31.5%と最も多くなっており、また、「子ども（子どもの配偶者及び孫を含む）」が27.7%、「介助は必要としていない」が29.1%と、他に比べて高くなっています。

〈療育手帳〉と〈精神障害者保健福祉手帳〉では、「父母・祖父母・兄弟」がそれぞれ74.4%、46.2%と最も多くなっています。



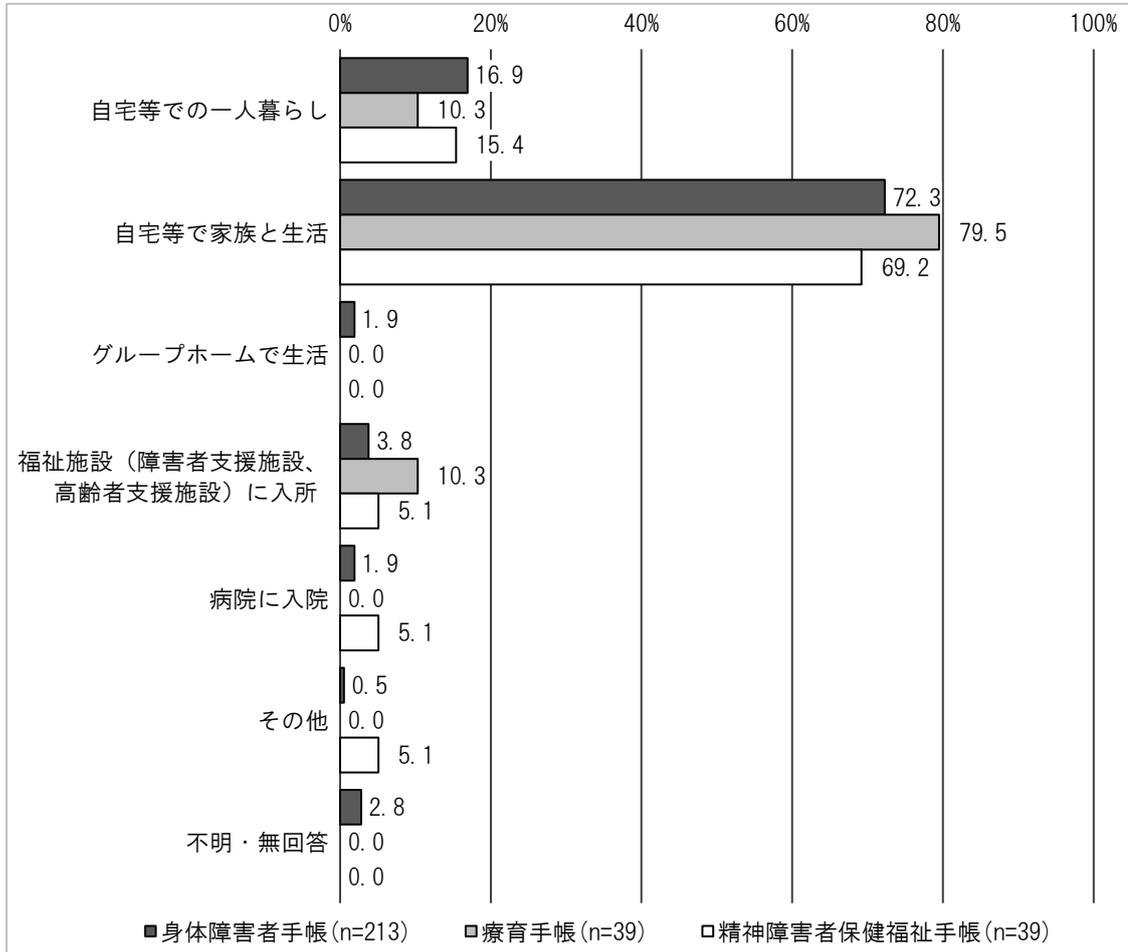
また、介護者の健康状態についてみると、「やや不安である」が45.1%と最も多く、次いで「不安はない」が38.7%、「不安である」が11.6%となっています。



④ 障がいのある方の暮らしについて

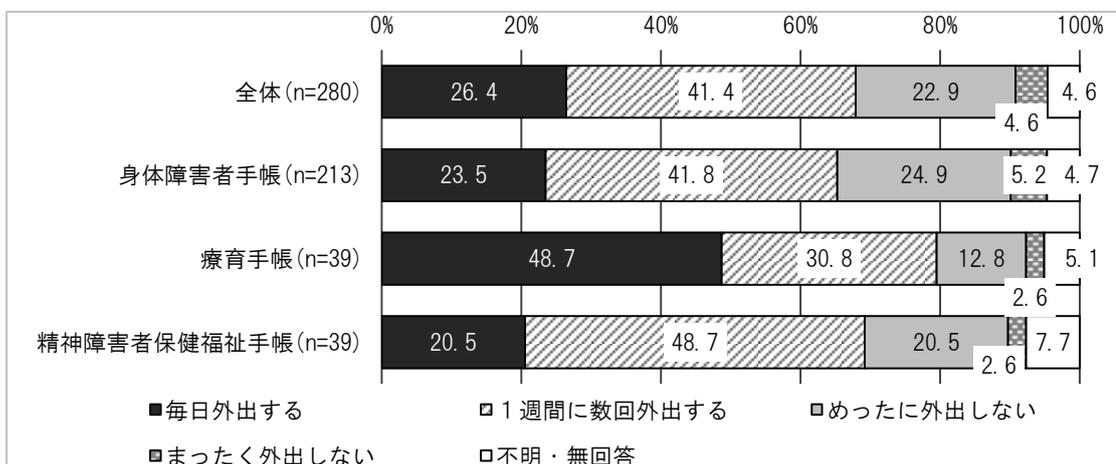
現在どのように暮らしているかについて手帳別にみると、いずれの区分でも「自宅等で家族と生活」が6割台後半を超えて最も多くなっています。

〈療育手帳〉で「福祉施設に入所」が約1割と、やや多くなっています。

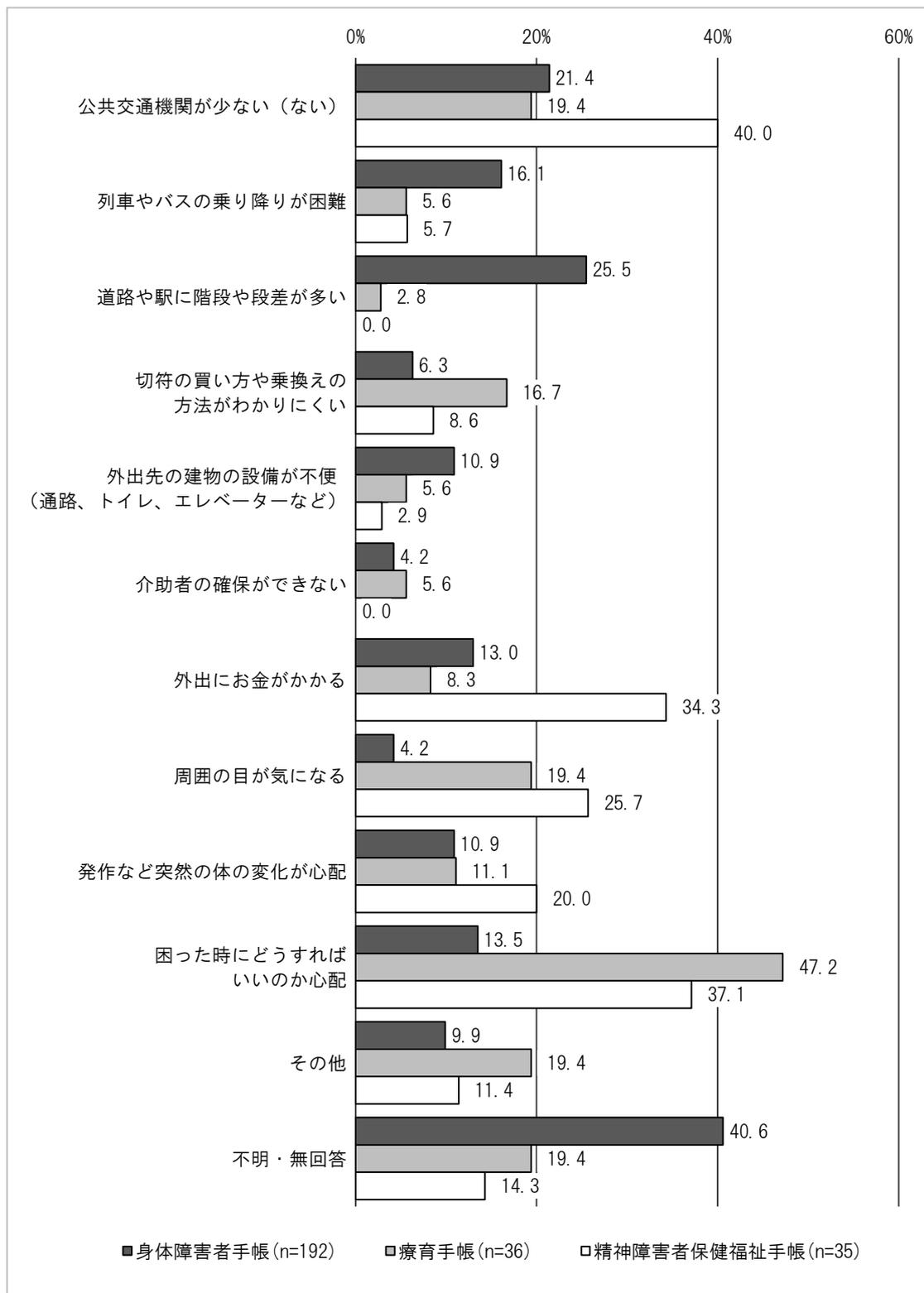


⑤ 外出について

1週間の外出頻度についてみると、全体では「1週間に数回外出する」が41.4%と最も多く、次いで「毎日外出する」が26.4%、「めったに外出しない」が22.9%となっています。

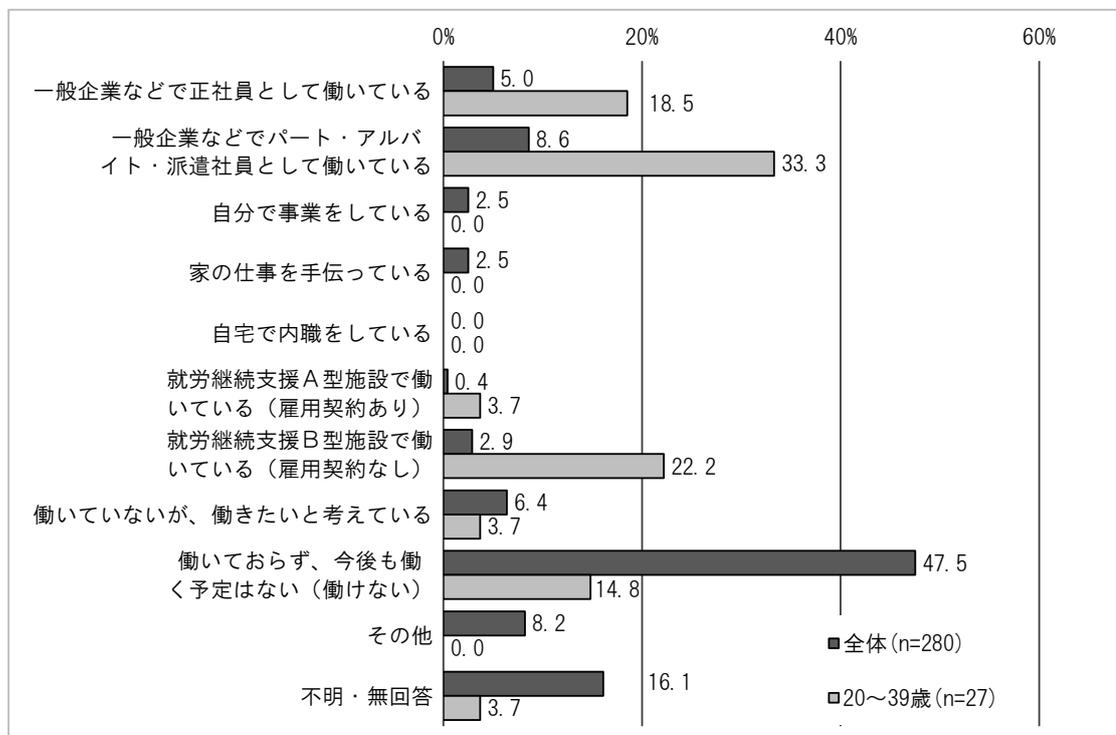


外出する時に困ることについて手帳別にみると、〈身体障害者手帳〉では、「道路や駅に階段や段差が多い」が25.5%、〈療育手帳〉では、「困った時にどうすればいいのか心配」が47.2%、〈精神障害者保健福祉手帳〉では、「公共交通機関が少ない（ない）」が40.0%と最も多くなっています。

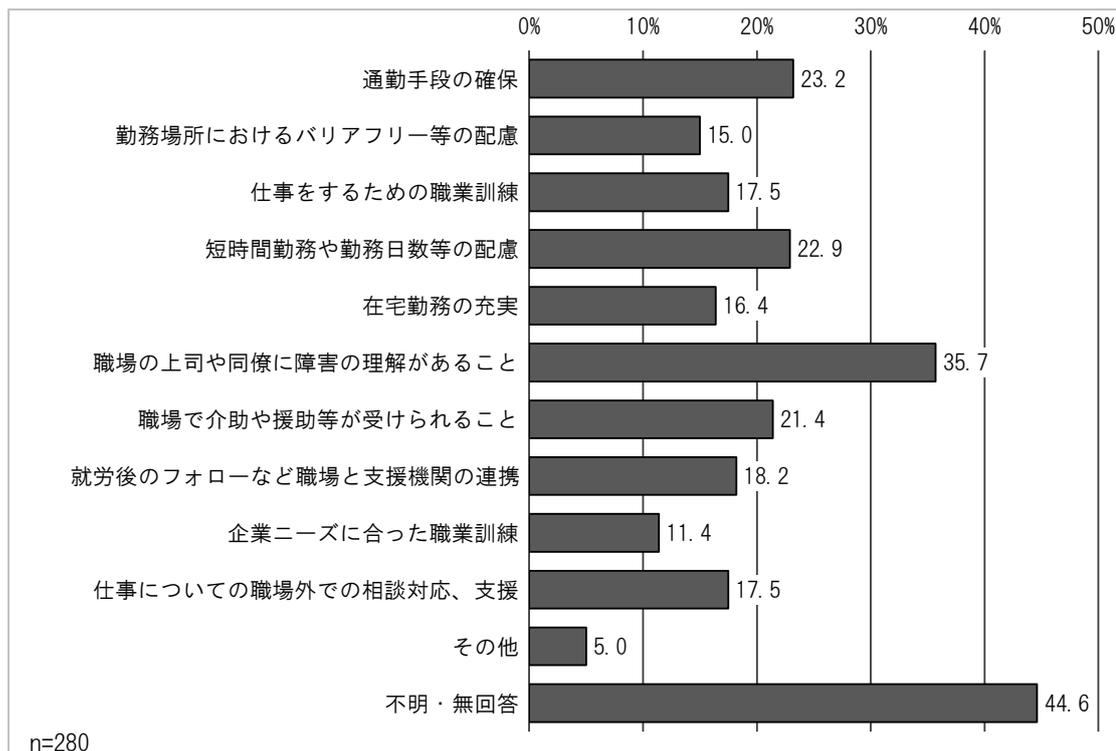


⑥ 就労について

就労状況についてみると、全体では「働いておらず、今後も働く予定はない」が47.5%と最も高くなっています。一方で、20～39歳では「一般企業で働いている」が合計で51.8%を占め、「就労継続支援B型」も22.2%となっています。

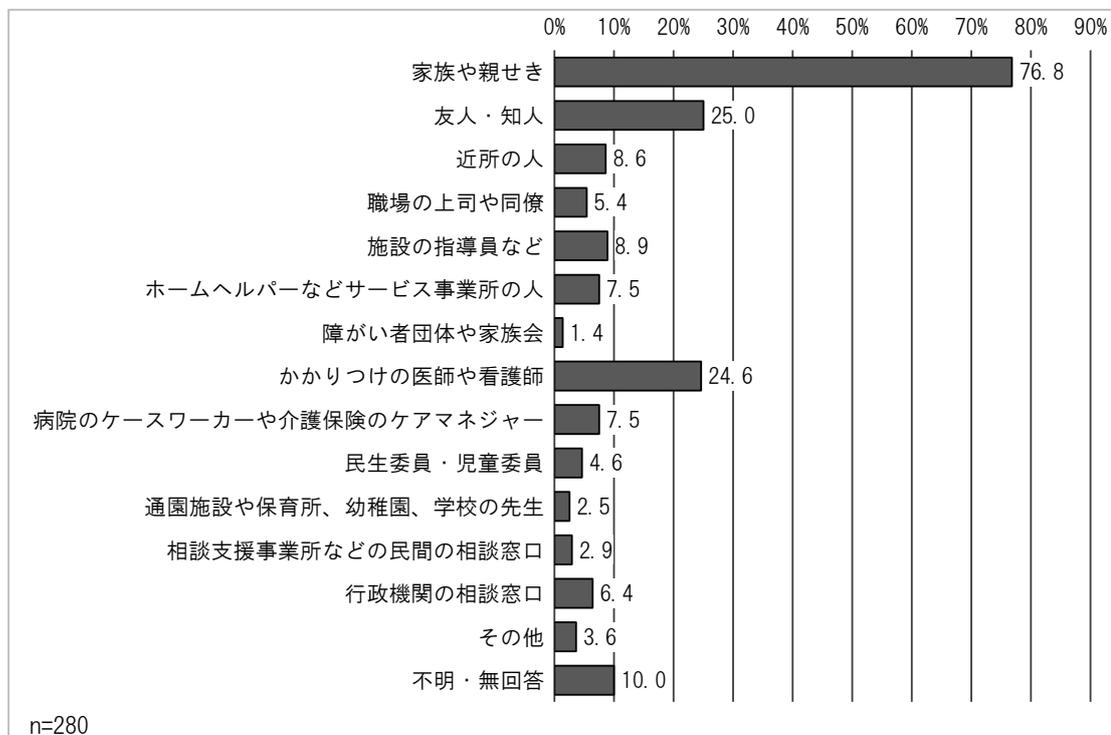


障がい者の就労支援として必要だと思うことについてみると、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が35.7%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が23.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が22.9%となっています。



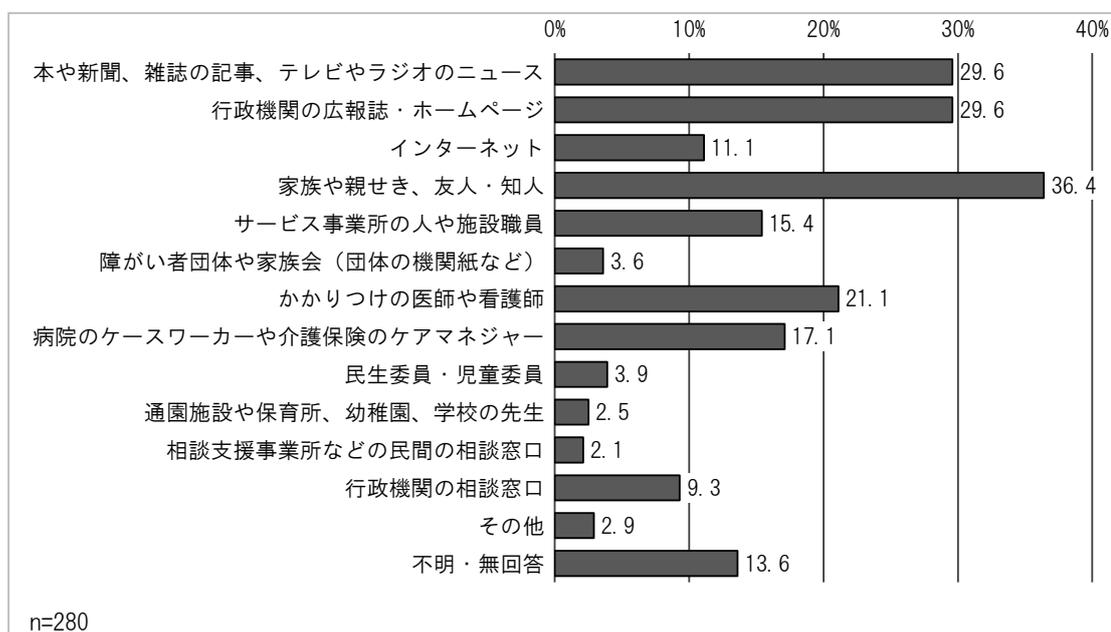
⑦ 相談相手について

普段悩みや困ったことを相談する人についてみると、「家族や親せき」が76.8%と最も多く、次いで「友人・知人」が25.0%、「かかりつけの医師や看護師」が24.6%となっています。



⑧ 情報の入手先について

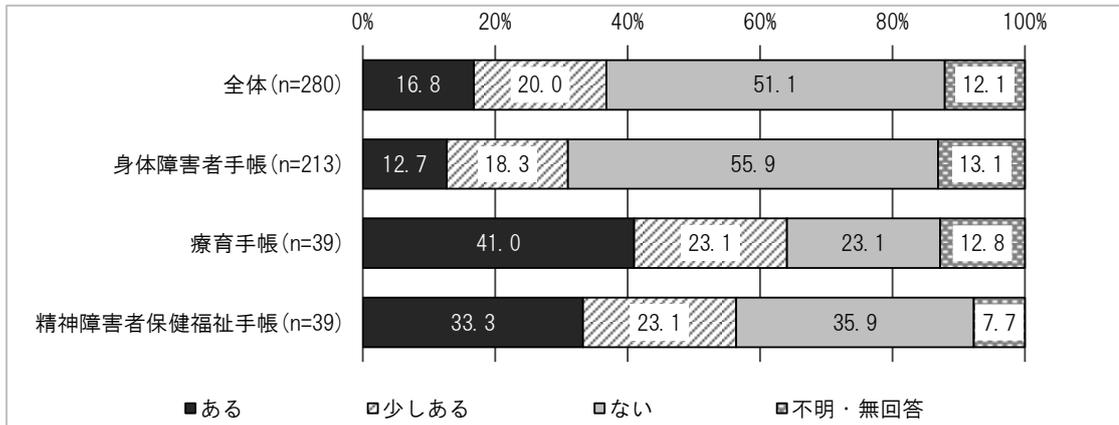
障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先についてみると、「家族や親せき、友人・知人」が36.4%と最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報誌・ホームページ」が29.6%となっています。



⑨ 差別や嫌な思いをした場所について

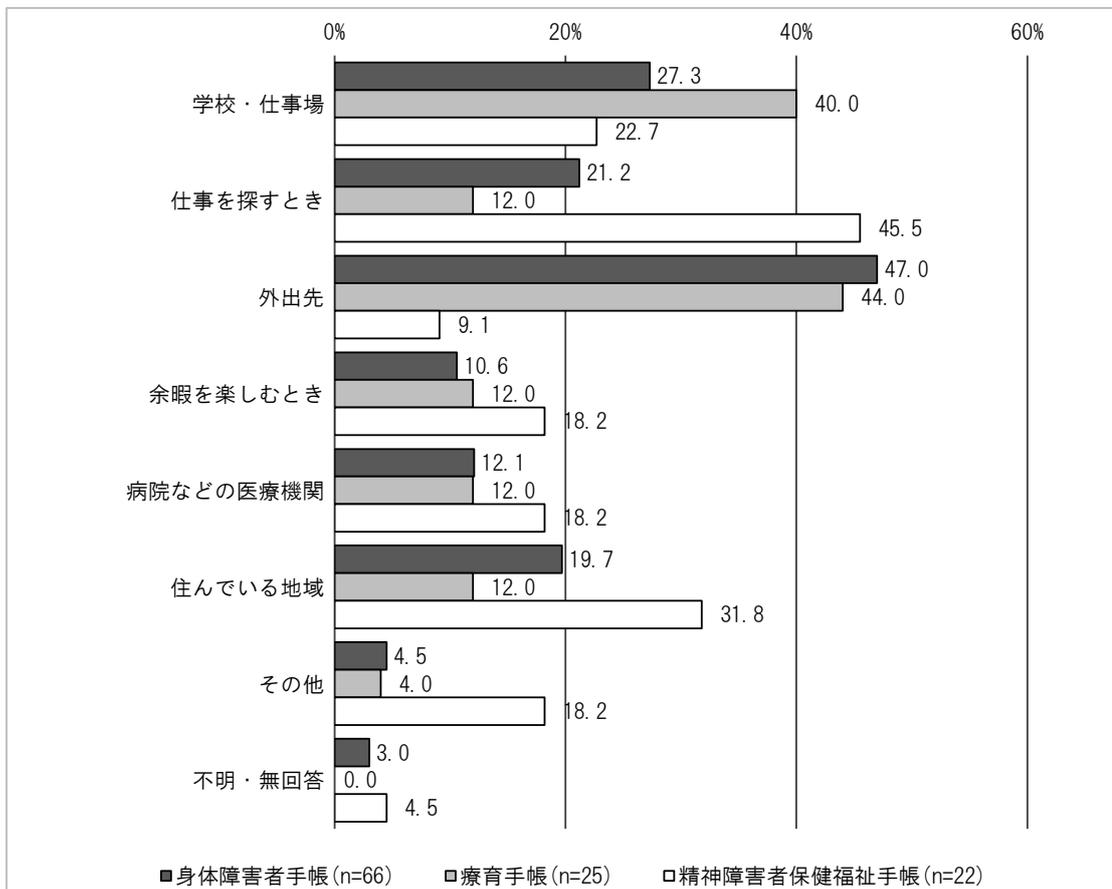
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについてみると、全体では「ない」が51.1%と最も多く、次いで「少しある」が20.0%、「ある」が16.8%となっています。

手帳別にみると、〈身体障害者手帳〉と〈精神障害者保健福祉手帳〉では、「ない」がそれぞれ55.9%、35.9%、〈療育手帳〉では、「ある」が41.0%と最も多くなっています。



差別や嫌な思いをした場所について手帳別にみると、〈身体障害者手帳〉と〈療育手帳〉では、「外出先」が4割台と、最も多くなっています。

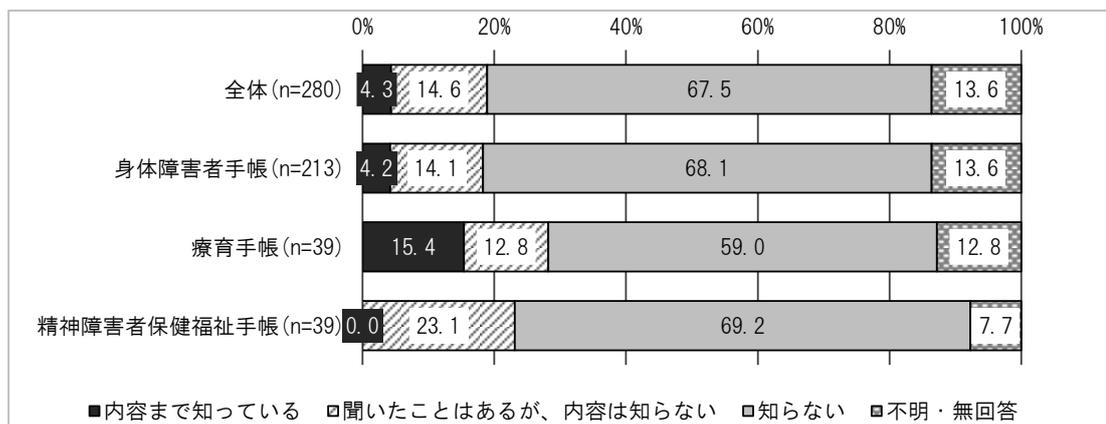
一方で、〈精神障害者保健福祉手帳〉では、「仕事を探すとき」が45.5%と最も多くなっています。



⑩ 合理的配慮について

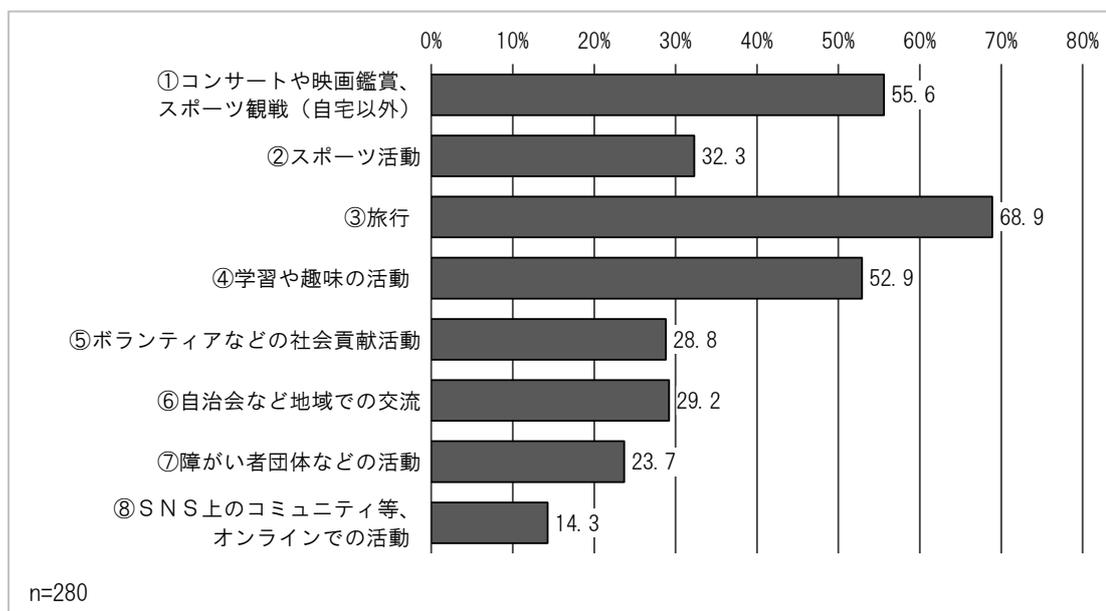
「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」を知っているかについてみると、全体では「知らない」が67.5%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が14.6%、「内容まで知っている」が4.3%となっています。

手帳別にみると、いずれの区分でも「知らない」が5割台後半を超えて最も多くなっています。

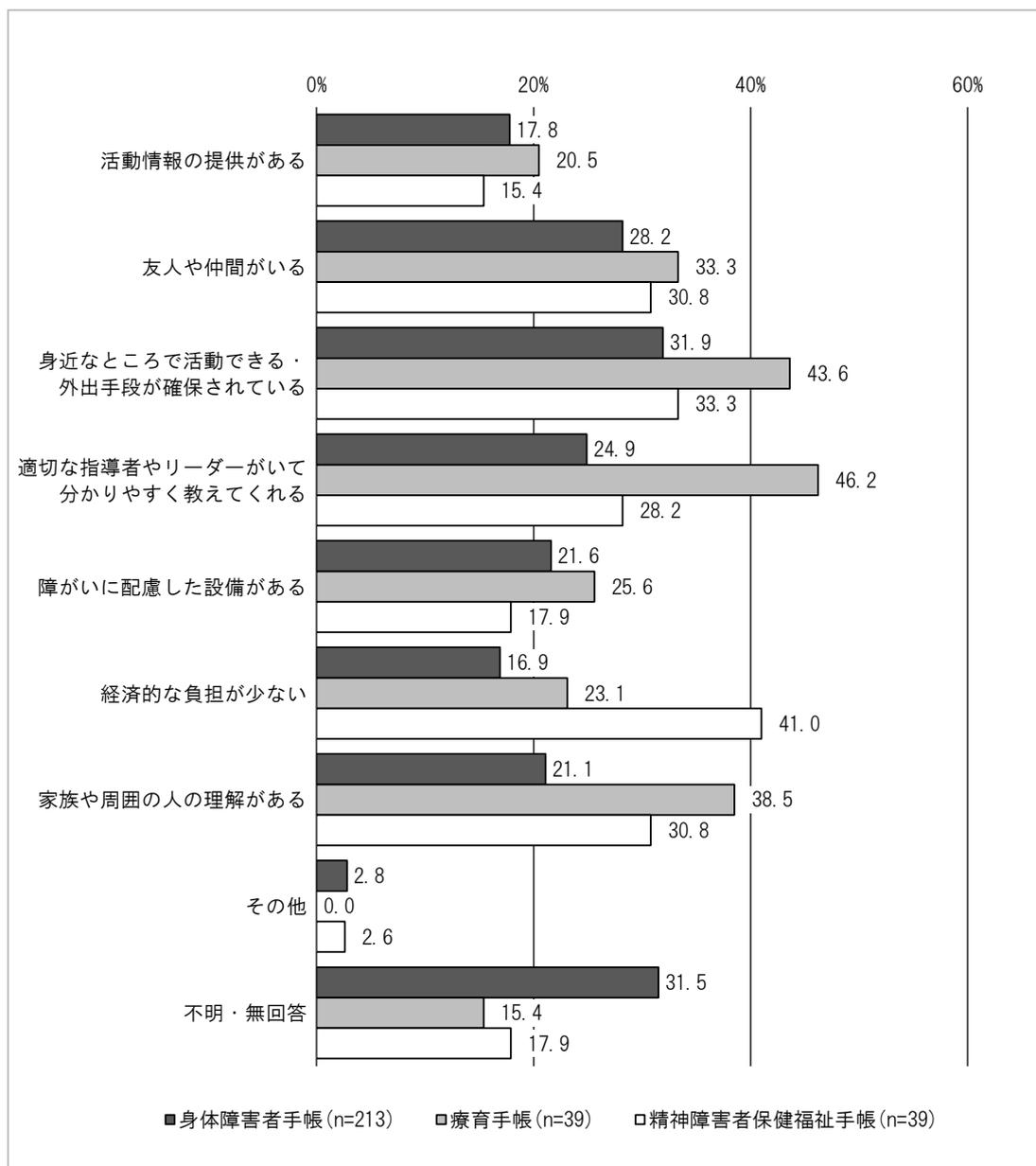


⑪ 余暇活動について

今後してみたい活動についてみると、「③旅行」が68.9%と最も多く、次いで「①コンサートや映画鑑賞、スポーツ観戦（自宅以外）」が55.6%、「④学習や趣味の活動」が52.9%となっています。



レクリエーション・スポーツなどの余暇活動に参加するための必要条件について手帳別にみると、〈身体障害者手帳〉では、「身近なところで活動できる・外出手段が確保されている」が31.9%、〈療育手帳〉では、「適切な指導者やリーダーがいて、分かりやすく教えてくれる」が46.2%、〈精神障害者保健福祉手帳〉では、「経済的な負担が少ない」が41.0%と最も多くなっています。



第4節 障がい者団体・事業所ヒアリング調査

第6期障がい者計画・障がい福祉計画策定にあたって、障がい者団体・事業者のご意見をお伺いしました。

(1) ヒアリング調査対象団体

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 秩父障がい者総合支援センター 「フレンドリー」 | 社会福祉法人清心会 法人本部 |
| | 社会福祉法人 カナの会カーサ・ミナノ |
| 秩父障がい者総合支援センター 「フレンドリー」カナの会 | 医療法人全和会 武甲の森 |
| | 特定非営利活動法人 パレット秩父 |
| 生活支援センター「アクセス」 | 特定非営利活動法人 ケルン |
| 就労支援センター「キャップ」 | 自立工房 山叶本舗 |
| 社会福祉法人 清心会 | 社会福祉法人 おぶすま福祉会 |
| 障がい者支援施設さやか さやか事業所 | 社会福祉法人 |
| とも事業所 | 美里会ユアアイハウスおがの |
| グループホームさやか | 秩父市社会福祉事業団 |
| 社会福祉法人清心会 ふらわあ事業所 | 障がい者相談支援センターにじいろ |
| 長瀬ぽっぽ | 特定非営利活動法人 笑楽工房 |

(2) 回答結果の概要

(1) 障がい者への理解の促進について

- 地域共生社会を目指すうえで相互の理解が不可欠であると考えます。
- 民生委員、行政、地域住民等に対し、自立支援協議会で「精神障がい者を正しく理解するための研修」を行っています。
- あいサポート運動はもっと広めたほうが良いと思います。
- 障がいについて正しく理解し、思いやりの気持ちを持って接することができるよう、学校での教育を行ってください。

(2) 文化芸術・社会参加について

- 障がい者アートに関して機運が高まる中、町でも発表する機会、アート展などを企画してもらう等、作家たちを評価する機会を多く作って頂ければと思います。
- 「パソコン教室」「スマートフォンの使い方」などがあつたら良いなという声を伺っており、今後デジタル化が進むにつれ、需要も増えてくるのではないかと思います。
- 障がいがあるなしに関わらず、作品を出展したり鑑賞したりして、互いを認め合い、つながりを持てる企画や機会があると良いと感じます。
- ボッチャやグランドゴルフなどの障がい者スポーツ・映画鑑賞・お花見・イチゴ狩りなど、定期的に行っていましたが、コロナ禍の影響でできていません。

(3) バリアフリーについて

- 身体障害者の方が地域で生活していくとして、住宅の整備が重要だと考えています。バリアフリー化されたアパートなどがないと生活が大変だと感じています。

(4) 情報提供について

- サービスについてのわかりやすい情報を発信してほしいと感じています。
- 精神障害者の家族は家族だけで抱えていることが多いです。どこで相談できるか、どのような支援があるのか情報提供をしてください。
- 自宅に引きこもっている方を把握して頂き、サービスの提案、見学や実習等への勧誘を積極的に行えればと考えています。

(5) 見守り・支えあいや防災・防犯について

- 民生委員の方々が良く見守りを行ってくださっていると感じます。担い手の高齢化や不足が気になります。

(6) 障がい児・発達障害のある方への支援について

- 0歳から成人までの流れについては、関係機関の仕組みがうまく機能している中で、情報の周知が課題だと感じています。
- 放課後等デイサービスを、特別支援学級の児童が利用するケースが増えています。特別支援学級の先生は福祉関係の知識までは得ておらず、対応に困っている先生もいます。自立支援協議会等を利用し、困っている先生方へのフォローもできるようになったら良いと思います。
- 特別支援学校との連携がいま一つ上手くいっていません。未就学児の段階から、保健師などと多職種間で問題を共有し、地域の課題として取り組むための会議などが行政を中心に開かれればと考えます。
- 「発達障害」と言われる方達が増え、地域の理解が重要だと考えています。

(7) 医療・健康について

- 年齢を重ねることにより、排泄面で課題がという利用者さんが多いと感じます。排泄用パット、リハビリパンツなど購入に際し、補助金の認定基準に達せず、実費負担が生活費を圧迫している方も見られます。
- 医療的ケアが必要な児、者の方はなかなか日中通う場所がありません。病院内で日中活動場所があれば安心して利用できると感じます。
- 年々高齢化が進んでおり、いつまでも元気に過ごせるように、医療機関との連携や、健康管理(リハビリ)などが重要になってくると考えます。

(8) 精神保健福祉支援の充実について

- 秩父地域で精神的に崩れてしまった場合の入院先が欲しいと感じます。

(9) 就労について

- 圏域内の就労継続支援B型事業所に関しては整備が進んでいますが、精神・身体の状態が安定し、次のステップに向かう際の事業所(就労A型など)が圏域内には存在しておらず、希望されても遠方という理由であきらめてしまう方もいます。
- 導入から定着までのサポートがしっかり受けられると良いと感じます。職安や障害者就労支援センター等、専門の相談機関が遠く、もう少し身近に相談できる場所があると良いと感じます。
- 就労支援については順調に実施できているものの、定着率が低いことが課題であると感じています。秩父郡市内で「定着支援事業」を始める事業者があれば、そういったサービスも期待したいです。

(10) 相談について

体制整備について

- 相談機能については3法人が地域より委託され指定一般相談を担っていますが、緊急な案件に対応するために 24 時間体制の相談支援が必要であると感じます。
- 「どこへ相談して良いかわからない」「相談できるところがあるのはわかっているが、遠い」といった話を耳にします。

質の向上について

- 相談支援専門員の育成、地域で法人の枠を超えて研修会などを開きスキルアップや人材育成に取り組む必要があると思います。

(11) 障がい福祉サービスについて

- 施設への入所希望もありますが、どの施設も特に強度行動障害の方の受け入れが難しいのが現状です。
- 入所施設の老朽化があり、建て替えが必要になっています。また構造としてはバリアフリーやユニットケアが必要です。
- 高齢化が進み、個別の送迎が必要になってくると考えています。
- 精神障害に対応した行動援護のサービスがほぼないため、相談員が同行しています。相談員が病院の付き添い等の支援に時間を取られてしまい、他の業務に支障が出てしまっています。
- 在宅で生活している障がいの方の家族も、高齢になると入浴の介助が大変になり入浴サービスの必要性が重要になってきます。
- 人材の確保としては男性職員の確保が難しいです。
- 資格を持つ方が足りない、募集しても来ないという問題があります。今資格を持っていない方に対し、今後資格を取っていただけるような支援が必要だと思います。

(12) 権利擁護・虐待防止について

- 高齢化にともない、後見人、保護者、支援者を交えての意向確認会議等、これからの人生の歩み方の確認が必要だと感じています。
- 緊急時の受け入れ態勢として、地域のシェルターのような場所が必要だと考えます。
- 本人の加齢に伴う親の高齢化問題があり、その対策として、成年後見制度の利用しやすさを向上させてほしいと思います。
- 虐待防止研修については、法人内の研修も行い、地域の施設の職員の方も参加していただき、ともに学び理解を深めています。一般の人への虐待や差別について知ってもらう機会が少ないと感じています。

第3章 主要課題と基本的考え方

(1) 障がい者への理解の促進について

国の動向

- 平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行され、「不当な差別」の禁止や「合理的配慮」の提供について取り組むことが求められています。

各種調査における状況

アンケート調査の状況

- 差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」と「少しある」の合計について、<身体>で 31.0%、<知的>で 64.1%、<精神>で 56.4%となっています。年齢別にみると、20～39 歳で約7割と、高くなっています。
- どのような所で差別や嫌な思いをしたかについては、「外出先」が最も高く 42.7%、次いで「学校・仕事場」が 30.1%となっています。
- 「合理的配慮」については当事者においても言葉の認知度が全体で約2割と低くなっており、「内容まで知っている」割合は 4.3%となっています。

ヒアリング調査の状況

- 地域共生社会を目指すうえで相互の理解が不可欠であり、障がいについて正しく理解するための教育や、あいサポート運動を継続的に行っていくべきだという意見が挙げられています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 「障がいのある人による啓発推進の支援」について、障がい者当事者によるプログラム実施支援は未実施で、今後プログラムを検討する必要があります。
- 「あいサポート運動」については、継続して実施していきたいと考えています。
- 人権教育を充実させるため、人権作文や人権標語の応募推進を継続します。



課題のまとめ・今後の方向性

- アンケート調査によると、「学校・仕事場」での差別が比較的多くみられ、特に力を入れて解消に努める必要があります。
- 「合理的配慮」の認知度は低く、今後の教育・啓発の中でテーマとして取り上げていく必要があります。
- 「あいサポート運動」については、ヒアリング・庁内評価ともに今後も継続して取り組むべきとの評価でした。

(2) 文化芸術・社会参加について

国の動向

- 平成 30 年に障害者文化芸術推進法が施行、平成 31 年に国の障害者文化芸術推進計画が策定されています。

各種調査における状況

アンケート調査の状況

- 今後してみたい余暇等の活動についてみると、「旅行」が 68.9%と最も高く、次いで「コンサートや映画鑑賞、スポーツ観戦(自宅以外)」「学習や趣味の活動」が5割台となっています。
- レクリエーション・スポーツなどの余暇活動に参加するために必要だと思う条件については、「身近なところで活動できる・外出手段が確保されている」が 34.3%と最も高く、次いで「友人や仲間がいる」「適切な指導者やリーダーがいて、分かりやすく教えてくれる」が3割弱となっています。

ヒアリング調査の状況

- アート展など、作家の評価の機会や、障がいの有無にかかわらずつながりを持てる機会となる場があれば良いという意見が挙げられています。
- また、従来行っていた活動がコロナ禍のため実施できていないという声が挙げられています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 「福祉スポーツ大会の開催」については、ふれあいまつりで障がい者でも参加できるスポーツ(ボッチャ)の普及啓発を実施しました。
- 「ボランティアの養成」については、手話奉仕員養成研修を開催しましたが、スキルを活かせる環境が少ないことが課題となっています。



課題のまとめ・今後の方向性

- アンケート・ヒアリングの結果をみると、「旅行」「アート」「鑑賞」「学習」「社会貢献」といった幅広い分野で、活動への意向があることがわかっています。
- 「アート」の分野においては、障がいの有無にかかわらず、作品を通して「つながり」を持てる機会が望まれています。
- 活動にあたって、コロナウイルスの影響を十分に鑑み、新しい生活様式に適合した取り組みの方式を検討する必要があります。

(3) バリアフリーについて

国の動向

- 「合理的配慮」の中で、障がいの特性に応じたバリアフリーの整備が求められています。

各種調査における状況

アンケート調査の状況

- 外出する時に困ることについては、<身体>では「道路や駅に階段や段差が多い」が25.5%と最も高くなっています。また、<知的>では「困ったときにどうすればいいのか心配」が、<精神>では「公共交通機関が少ない(ない)」が最も高くなっています。

ヒアリング調査の状況

- 障がいのある人の地域生活への移行にあたって、バリアフリー化された住宅の整備が重要であるという意見が挙げられています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 「駅や町営バス等のバリアフリー化によるまちづくり」の町営バスについてはノンステップバス1台・リフト付きバス2台の計3台で運行を行っています。
- 「重度身体障害者居宅改善整備等の補助」については、補助制度利用者が年間0~1人程度であり活用できていないことが課題で、継続し補助制度の周知に努めます。



課題のまとめ・今後の方向性

- バリアフリーについては、町において、バスや道路環境等の整備が進められてきましたが、アンケート・ヒアリングの結果によると日常生活・外出の障壁がまだあることがわかります。
- 一方で、外出にあたっては「困ったときにどうすればいいのか心配」という回答が多くみられるなど、心のバリアフリーとあわせた、ハード・ソフト両面でのバリアフリーの実現が課題となっています。

(4) 情報提供について

国の動向

- 「合理的配慮」の中で、障がいの特性に応じた情報提供が求められています。

各種調査における状況

アンケート調査の状況

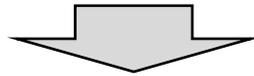
- 情報の入手先については、「家族や親せき、友人・知人」が 36.4%と最も高くなっており、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報誌・ホームページ」が 29.6%となっています。

ヒアリング調査の状況

- 障がい福祉サービスについて、分かりやすい情報提供をしてほしいという意見が挙げられています。
- また、引きこもりや、家庭内で問題を抱えてしまっている等の課題がある方への情報提供が必要だという意見が挙げられています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 現行計画においては、「声の広報の発行」「行政情報の点字化の推進」について取り組んできました。



課題のまとめ・今後の方向性

- 情報提供の手段としては、伝聞、本や新聞・テレビのほか、「行政機関の広報誌・ホームページ」についても一定のシェアがあります。
- 一方で、ヒアリングでは「家族だけで抱えている」「引きこもっている」方への情報提供が課題であるという声がみられました。
- 引き続き町広報誌・ホームページ等を通じての情報提供に努めるとともに、障がいの特性に配慮した情報提供の方法についても取り組みます。

(5) 見守り・支えあいや防災・防犯について

国の動向

- 地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を目指しています。

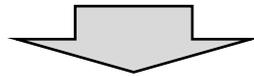
各種調査における状況

ヒアリング調査の状況

- 民生委員による見守りについて、よく行っているものの、高齢化や担い手不足が気になるとの意見が挙げられています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 「災害発生時の避難誘導體制の推進」については、避難行動要支援者名簿の整備を進めています。土砂災害警戒区域等の指定により、土砂災害時に避難所として開設できない状況で、区域外の避難所の確保が課題となっています。
- 「避難行動要支援者支援制度の推進」については、福祉避難所への訓練啓発を実施しましたが、要援護者の福祉避難所である施設での避難訓練が未実施で、今後の実施が課題となっています。



課題のまとめ・今後の方向性

- 災害対策に関しては、様々な取り組みが進行中ですが、土砂災害警戒区域外の避難所開設や避難行動要支援者名簿の整備、福祉避難所施設における避難訓練の実施等の課題があがっており、次期計画においてはこれを解消するための取り組みが求められます。
- 民生委員・児童委員の見守りに関してはヒアリングでは効果的だという意見があった一方、相談先としては定着しておらず、身近な相談相手としてより一層の浸透を図るべく推進することが考えられます。

(6) 障がい児・発達障害のある方への支援について

国の動向

- 平成 28 年に発達障害者支援法が改正され、早期発見・専門的な医療体制の整備・啓発・家族支援等について求められています。

各種調査における状況

アンケート調査の状況

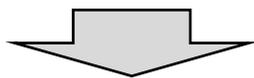
- 学校・園生活を送るうえでの課題については、「特になし」が 56.3%と最も多くなっていますが、これと不明・無回答を除く 37.5%の方は何らかの課題をあげています。課題の中では、「通学・通園の移動が困難」「児童生徒の理解が不十分」「放課後、過ごす場がない」の3項目について、12.5%で最も高くなっています。

ヒアリング調査の状況

- 0歳から成人までの支援の流れについては、関係機関の連携がうまくいっているという意見が挙げられています。
- 一方で、特別支援学級の体制を支援する自立支援協議会との連携や、保護者・保健師・特別支援学校間の課題共有にかかる連携にかかる場があれば良いという意見が挙げられています。
- また、発達障害については地域の理解が重要であるという意見が挙げられています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 障がい児特有の「育てにくさ」が、親子の愛着不足・児童虐待等につながりやすいことが挙げられており、臨床心理士による保護者のメンタル相談や子育て相談の充実が必要だと考えられます。
- 就学支援にあたっては、障害の多様化や教育的ニーズの多様化に対応するため、教職員の意識改革や指導力向上のための研修の充実及び、関係機関との連携強化が必要だと考えられます。



課題のまとめ・今後の方向性

- ヒアリング結果によると、当事者支援にあたっての連携については前向きな評価がある一方で、学校と特別支援学校や自立支援協議会との連携が課題となっています。
- 療養機関との連携強化や、学習支援員の訪問について、施策の充実を検討します。

(7) 医療・健康について

国の動向

- 「障害者総合支援法」において、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務が規定されました。

各種調査における状況

アンケート調査の状況

- 現在受けている医療ケアについては、「受けていない」が 47.9%と最も高くなっていますが、これと不明・無回答を除いた 39.6%は何らかの医療ケアを受けているという調査結果となっています。

ヒアリング調査の状況

- 高齢化に伴い、医療機関との連携や、健康づくり・リハビリとの連携が重要になってくるという意見があげられています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 障がい者も高齢化する中で、疾病による障がいや要介護状態への移行を防ぐため、保健・医療・介護連携は必須だという評価が挙がっています。
- 「各種年金、手当の支給」については、障がい者の個別性に見合ったサービスや制度の周知を図っていますが、中には知らなかったという人もおり、不十分だという課題が挙がっています。



課題のまとめ・今後の方向性

- アンケートによると何らかの医療ケアを受けている割合は約4割となり、健康づくり、日中の活動など様々な分野において、医療との連携方策が必要です。

(8) 精神保健福祉支援の充実について

国の動向

- 平成25年6月に成立した改正精神保健福祉法に基づき、精神病床から地域への移行等の施策の推進が図られています。

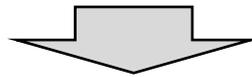
各種調査における状況

ヒアリング調査の状況

- 秩父圏域内に精神的に崩れてしまった場合の入院先があれば良いという意見が挙げられています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 「精神障害者社会復帰事業(太陽のひろば)」については参加者の固定化がみられ、事業内容の見直し・対象者への周知方法の工夫が課題となっています。
- 精神保健相談に対応できる専門職(精神保健福祉士や保健師など)不足が挙げられており、専門職のスキルの向上と人材確保が必要だと考えられます。
- 「自立支援医療費(精神通院医療)支給制度」については、継続して町ホームページや広報等で制度の周知に努めます。



課題のまとめ・今後の方向性

- 庁内評価によると、各事業で周知が課題となっている中で、相談を通して適切な支援につなげられる精神保健福祉士不足が課題であると考えられます。

(9) 就労について

国の動向

- 障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定める新たな基本指針で、福祉施設から一般就労への移行がポイントの1つとして示されています。
- 平成 30 年の障害者雇用率の引き上げにより、民間企業 2.2%、国・地方公共団体 2.5%、都道府県等教育委員会 2.4%となったとともに、精神障害者が障害者雇用義務の対象に加わりました。

各種調査における状況

アンケート調査の状況

- 就労状況について年代別にみると、20～39歳では「一般企業で働いている」が 51.8%を占め、「就労継続支援B型」も 22.2%となっています。
- 障害者の就労支援として必要だと思うことについては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 35.7%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が 23.2%となっています。

ヒアリング調査の状況

- 就労支援や、就労継続支援(B型)の整備については順調に実施されているものの、就労の定着率が低いことや、就労継続支援(A型)が遠方にしかないことが課題として挙げられています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 秩父地域自立支援協議会はたらく部会において、平成 29 年に企業を対象として、障がい者雇用の促進を図るフォーラムを実施しました。



課題のまとめ・今後の方向性

- ヒアリングにおいては就労継続支援B型の整備が進む中、A型へのステップアップや定着支援が課題となっています。
- 就労支援として必要なことに関しては、職場の理解促進について望む意見が多く、事業所への働きかけが重要だと考えられます。また、通勤手段の確保についても意見が多くなっています。

(10) 相談について

国の動向

- 平成 30 年の社会福祉法の改正により、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築が求められています。
- 障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定める新たな基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、相談支援体制の充実・強化等がポイントとして示されています。

各種調査における状況

アンケート調査の状況

- 悩みや困ったことの相談先については、「家族や親せき」が 76.8%と最も高く、次いで「友人・知人」で 25.0%となっており、「近所の人」「民生委員・児童委員」「行政機関の相談窓口」等については1割以下と、割合としては低くなっています。

ヒアリング調査の状況

- 緊急時の対応が可能な 24 時間体制の相談先が必要だと感じるという意見が挙げられています。
- 相談先の周知が不十分であるという意見が挙げられています。
- 研修会の開催等、相談の質を高めるための人材育成の取り組みが必要だという意見が挙げられています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 町担当職員の障がい福祉に関する知識や相談支援スキルが不十分な部分があることが課題となっています。



課題のまとめ・今後の方向性

- 町職員の相談の質の向上のため、今後も研修等への参加に努めます。
- 相談先については、アンケート調査から「民生委員・児童委員」「行政機関の相談窓口」等は低くなっており、ヒアリングでも「どこへ相談して良いかわからない」「身近でない」との意見がみられます。
- 相談先の周知や、ハード・ソフト両面での気軽さの向上が課題となっています。

(11) 障がい福祉サービスについて

国の動向

- 障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定める新たな基本指針では、障害福祉サービス等の質の向上、障害福祉人材の確保、発達障害者等支援の一層の充実、地域における生活の維持及び継続の推進がポイントとして示されています。

各種調査における状況

アンケート調査の状況

- 障がい福祉の各サービスについて、「今後利用したい」の割合が最も高いのは「相談支援」で 15.7%となっています。次いで「日常生活用具給付事業」で 12.5%、「短期入所(ショートステイ)」で 10.7%となっています。

ヒアリング調査の状況

- 施設サービスについては、特に強度行動障害の方の受け入れが難しいという意見や、施設の老朽化により、バリアフリーやユニットケアに対応するための整備が必要だという意見が挙げられています。
- また、高齢となった障がい者の個別の送迎や、精神障がいに対応した行動援護、入浴介助といったサービスが必要だという意見が挙げられています。
- 人材確保に関して、男性や有資格者の確保が難しいとの課題が挙げられ、資格取得の支援等も求められています。

現行計画に対する庁内評価の状況

- 「地域生活支援拠点等の整備」については、秩父地域での設置を目指し自立支援協議会で検討します。



課題のまとめ・今後の方向性

- 施設系サービス、移動支援、行動援護等、個別のサービスにおける課題や、人材の確保・育成にかかる課題が挙げられました。
- 秩父地域での障害福祉サービスの均一化のため、自立支援協議会などで検討し、サービスの質の向上、人材確保等に努めます。

(12) 権利擁護・虐待防止について

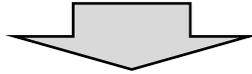
国の動向

- 成年後見制度利用促進法が平成 28 年に施行され、利用の促進に向けた取り組みが求められています。
- 障害者虐待防止法が平成 24 年より開始され、通報の義務等が規定されています。

各種調査における状況

ヒアリング調査の状況

- 高齢化に伴い、関係者が参加し、看取り等に際しての本人の意向の確認を行う場である、人生会議(ACP)のような取り組みがあれば良いという意見があげられています。
- 緊急時の受け入れ態勢の整備が必要だという意見があげられています。
- 高齢化に伴い、成年後見制度の利用のしやすさを向上させてほしいという意見があげられています。



課題のまとめ・今後の方向性

- ヒアリング調査結果においては、虐待防止研修等、現在行っている取り組みのほか、高齢化に伴う人生会議(ACP)のような取り組みや、緊急時の受け入れ態勢の整備など、今後の取り組みについて要望が挙げられています。
- 町においては、本計画の策定においてあわせて策定する成年後見分野の計画が初策定となりますが、こうした地域の実情も踏まえながら施策を検討します。

第4章 障がい者施策推進の基本方向

第1節 施策展開の基本方針

(1) 基本理念

基本理念は、「第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」をもとに、国の基本指針の見直しを受けて、次のように設定します。

一人ひとりが地域の中で輝く ふれあいのまち・みなの

国においては、平成30年に障害者基本計画（第4次）が開始され、当事者本位の総合的・分野横断的な支援の充実が図られています。

また、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進が位置づけられ、地域共生社会の実現に向け、差別や偏見をなくし合理的配慮を提供する地域づくりがすすめられています。

加えて、平成28年に改正された「障害者雇用促進法」や平成30年に成立した「障害者文化芸術推進法」、令和元年に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」等の法整備によって、障がい者の社会参画に向けた取組みがすすめられています。

こうした動きの中、障害福祉施策に関する基本方針の見直しが行われ、第6期障害福祉計画等における見直しのポイントとして、以下の9つが挙げられています。

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑦ 障害者による文化芸術活動の推進
- ⑧ 障害福祉サービスの質の確保に関すること
- ⑨ 障害福祉人材の確保に関すること

「第6期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」においては、国の基本理念を踏まえ、さらなる障がいのある人の地域生活への移行、一般就労への移行を支援するとともに、障がい児への支援や余暇・芸術文化活動に対する支援を充実し、地域共生社会の実現を目指す基本理念として、「一人ひとりが地域の中で輝く ふれあいのまち・みなの」とします。

(2) 基本方針

① 障がいのある人の地域生活への移行を支援するまちづくり

施設や精神病床で生活する方の地域生活への移行のため、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備を図り、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がいのある人等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにするとともに、それらの機能を集約した地域生活支援拠点の整備を検討します。

また、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の周知等の、権利擁護に関する取り組みを推進します。

② 障がいのある人の社会参画を支援するまちづくり

就労支援や、余暇・芸術文化活動の支援など、各分野において、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の考え方をもって障がいのある人の社会参画を支援します。

就労支援においては、障がいのある人がその特性や能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。また、地域における福祉関係の機関と労働及び教育関係の機関が協力して雇用の促進を図っていきます。

余暇・芸術文化活動の支援においては、活動を通して、障がいの有無にかかわらずつながりづくりの機会の充実を図ります。

③ 障がいを正しく理解し共生するまちづくり

地域においてはまだまだ障がいのある人に対する差別・偏見がみられることから、地域全体での合理的配慮の提供を図るため、障がいを正しく理解するための教育・啓発を推進します。ハード・ソフト両面のバリアフリーを図ることで、地域共生社会の実現を目指します。

また、精神障害や発達障害といったみえづらい障がいについての知識の普及・啓発を図ります。

(3) 基本目標

第3章「主要課題と基本的考え方」を踏まえて、これらの課題に対する取り組みの推進を図るため、連動した以下の5つの基本目標及び11の基本施策を設定します。

基本目標1 啓発と理解・相互交流の促進

- 施策1 障がい者への理解の促進
- 施策2 余暇活動・文化芸術活動の支援

基本目標2 安全で快適な環境づくりの推進

- 施策3 バリアフリーの推進
- 施策4 情報提供体制の整備
- 施策5 安全・安心して生活できる環境整備

基本目標3 保健・育成の充実

- 施策6 障がい児への支援の推進
- 施策7 保健・医療の充実
- 施策8 精神保健福祉支援の充実

基本目標4 雇用・就労にかかる支援の充実

- 施策9 雇用・就労にかかる支援の充実

基本目標5 障がい福祉サービスの充実

- 施策10 相談体制の充実
- 施策11 障がい福祉サービスの充実

あわせて、「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定することで、権利擁護に関する取り組みの推進を図ります。

第2節 施策の体系

平成30年3月に策定された「第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」の施策を基本とし、国の基本指針や町の現状を踏まえ、施策の体系を以下の通りに設定します。

| 基本目標 | 施策 | 事業 |
|-------------------------|--------------------|--|
| 基本目標1 啓発と理解・相互交流の促進 | 1 障がい者への理解の促進 | ① 啓発・広報・広聴活動の促進 ② 障がいのある人による啓発推進の支援 ③ あいサポート運動の推進 ④ 学校における福祉教育の充実 ⑤ 人権教育の推進 |
| | 2 余暇活動・文化芸術活動の支援 | ① ふれあいの機会拡充(サロン活動の充実) ② 地域と施設の交流活動事業の促進 ③ 福祉スポーツ大会の開催 ④ スポーツ指導者の派遣 ⑤ ボランティア活動の推進 ⑥ ボランティアの養成 ⑦ 学習情報の提供 ⑧ 学習支援体制の整備 ⑨ 各種講座等の充実 ⑩ 公民館図書室における視覚障がい者サービスの推進 ⑪ 「布の絵本」事業の推進 ⑫ 大活字本の充実 |
| 基本目標2 安全で快適な環境づくりの推進 | 3 バリアフリーの推進 | ① 駅や町営バス等のバリアフリー化によるまちづくり ② 重度身体障害者居宅改善整備等の補助 ③ 道路環境の整備 ④ タクシー利用料金の助成(福祉タクシー利用券の発行) ⑤ 重度心身障害者自動車等燃料費の補助 ⑥ 講演会などにおける手話通訳者の派遣 |
| | 4 情報提供体制の整備 | ① 声の広報の発行 ② 行政情報の点字化の推進 |
| | 5 安全・安心して生活できる環境整備 | ① 災害発生時の避難誘導體制の推進 ② 自主防災組織の育成 ③ 避難行動要支援者支援制度の推進 |

| 基本目標 | 施策 | 事業 |
|---------------------------|--|---|
| 基本目標 3 保健・育成の充実 | 6 障がい児への支援の推進 施策6-A 主に乳幼児期における支援 施策6-B 主に学齢期における支援 | A-① 障がい児に関する相談支援体制の整備 A-② 母子保健に関する取り組みの充実 A-③ 児童発達支援センターの設置 A-④ 児童発達支援事業所の確保 A-⑤ 心身障がい児保育の充実 A-⑥ 福祉幼児教室の充実 B-① 個に応じた就学支援の充実 B-② 個別の支援が必要な児童生徒への教育内容の充実 B-③ 放課後児童健全育成の充実 B-④ 特別支援学級の整備充実 B-⑤ 通常の学級在籍児への援助の充実 B-⑥ 教員の専門性の充実 B-⑦ 特別支援学校との連携・交流 |
| | 7 保健・医療の充実 | ① 健康診査・健康教育・健康相談の充実 ② 医療機関との連携 ③ 重度心身障害者医療費公費負担制度の周知 ④ 自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付 ⑤ 各種年金、手当の支給 ⑥ 感染症等への対策 |
| | 8 精神保健福祉支援の充実 | ① 精神保健に関する知識の普及・啓発 ② 相談・支援体制の整備 ③ 社会復帰対策の促進 ④ 家族会等への支援の充実 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の取得促進 ⑥ 人材の確保 ⑦ 自立支援医療費(精神通院医療)支給制度の周知 |
| 基本目標 4 雇用・就労にかかわる支援の充実 | 9 雇用・就労にかかる支援の充実 | ① 事業主、社会一般の理解と協力の促進 ② 町職員の採用 ③ 適職の開発促進 ④ 授産製品の販路拡大 ⑤ 授産製品の支援 ⑥ 官公需の推進 |
| 基本目標 5 障がい福祉サービスの充実 | 10 相談体制の充実 | ① 相談体制の充実 ② 障がい者相談機能の強化 ③ 相談体制の充実ネットワーク化 |
| | 11 障がい福祉サービスの充実 | ① 地域移行、地域定着の推進 ② 地域生活支援拠点等の整備 【第6章】 皆野町障がい福祉計画 |
| 【第7章】 成年後見制度利用促進基本計画 | | |

第5章 障がい者施策の総合的展開

第1節 重点プロジェクト

「一人ひとりが地域の中で輝く ふれあいのまち・みなの」を基本理念とし、この実現に向けた、「障がいのある人の地域生活への移行を支援するまちづくり」「障がいのある人の社会参画を支援するまちづくり」「障がいを正しく理解し共生するまちづくり」の3つの基本方針に沿って、次の5項目を重点プロジェクトと位置付け、積極的に施策を推進します。

(1) 身近な地域における総合的・包括的なサービスの提供

事業展開の基本方針

身近な地域において総合的で包括的なサービスを提供するために、継続的、長期的に支援の必要な障がいのある人に対し、必要とする複数のサービスを適切に結びつけます。

また、在宅障がい者の地域での生活を支援するケアマネジメントを検討することなどにより、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

重点プロジェクト

- 相談体制の充実
- 訪問による実情把握の充実
- 地域生活支援事業の充実

(2) 地域の理解の促進

事業展開の基本方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現や、障がいの有無にかかわらず生きがいつくり・社会参画を推進するにあたって、地域の理解の促進は不可欠です。

障害者差別解消法において合理的配慮の提供促進が定められましたが、本町においては認知度がまだまだ低い傾向にあるため、地域への啓発を通して、地域共生社会の実現を図ります。

重点プロジェクト

- 啓発・広報・広聴活動の推進
- あいサポート運動の推進
- 事業主、社会一般の理解と協力の促進

(3) 社会参加の促進

事業展開の基本方針

障がい者の文化芸術活動支援や、就労支援についての法整備が進む中で、社会参加に向けた支援を、より一層充実することが求められています。

障がいのある人の社会参加や雇用機会の拡大を図るため、障がいのある人も親しむことができるスポーツ種目の普及や職業相談の充実を図ります。

重点プロジェクト

- 障がいのある人も親しむことができるスポーツ種目の普及
- 地域と施設の交流活動事業の促進
- 就労機会の充実

(4) 地域生活への移行

事業展開の基本方針

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所中の障がいのある人が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援に努めます。

重点プロジェクト

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 福祉施設から一般就労への移行

(5) 障がい福祉サービスの充実

事業展開の基本方針

サービスを必要とするすべての人が、身近な地域で一人ひとりのニーズに即したきめ細かなサービスを利用できるよう、在宅生活支援の基本となるサービスの充実に努めます。

重点プロジェクト

- 訪問系サービスの充実
- 日中活動系サービスの充実
- 居住系サービスの充実
- 障がい児サービスの充実

第2節 障がい者施策の総合的展開

基本目標1 啓発と理解・相互交流の促進

施策1 障がい者への理解の促進

施策の方向

■ 障がいについての理解の促進

障がいのある人が地域生活に移行し、地域の中で安心して暮らすためには、地域に住んでいる人などの理解が重要です。特に障がいのある人が地域で暮らす上での基盤となる住まいの確保における課題など、障がいへの理解が不足していることによっておこる問題を出来る限りなくすために、行政等の関係機関と連携し、障がいへの正しい理解を促進します。

■ 福祉教育の充実

児童生徒が障がいのある友達や人への理解を深め、「思いやりの心」や「助け合いの心」を育むために、学級活動、道徳、総合的な学習の時間等で、児童生徒が社会福祉について実践的に学ぶ機会を設け、学校教育全体を通しての福祉教育の充実に努めます。

■ 交流教育の充実

障がいのある子どもの経験を広め、社会性を養うとともに、障がいのない子どもが障がいに対する理解を深め、障がいのある子どもへの思いやりの気持ちを育むことができるよう、今後も積極的に小・中学校と福祉施設が連携し、計画的に多くの児童生徒が交流する場を増やしていきます。

推進計画

① 啓発・広報・広聴活動の促進

広報誌の発行やホームページによる、障がいや障がいのある人に対する情報提供を今後も強化し、各種行事等の活用を通して、障がいに関する理解を深めることを目指した積極的な啓発活動に努めます。

[取組の具体例]

- ・ 広報の音声化とその活用を支援
- ・ ホームページの運営を強化

② 障がいのある人による啓発推進の支援

障がいのある人が参加できる機会を増やすだけでなく、障がいのある人が自ら企画、参加し、啓発を推進するプログラムを検討します。

③ あいサポート運動の推進

誰もが、障がいについて理解を深め、障がいのある人へのちょっとした手助けや必要な配慮を実践して、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒につくっていく運動である「あいサポート運動」の啓発を推進します。

④ 学校における福祉教育の充実

基本的な人権の尊重の精神を基盤に、福祉社会の実現を目指し、共に豊かに生きていこうとする力や社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるために、小・中学校における福祉教育の充実を図ります。

また、インクルーシブ教育システムと呼ばれる、子どもたちが障がいの有無で分け隔てられることなく、共に学ぶことのできる環境をつくることで、「多様な学び場」の実現を図ります。

加えて、教育現場における合理的配慮の提供を図ります。

[取組の具体例]

- ・中学生の職場体験活動において、福祉施設での体験活動を実施
- ・ボランティア活動として福祉施設へ訪問
- ・特別支援学校との連携や支援籍学習の実施

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------|---------|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 特別支援学校支援籍学習の実施 | 各校（人） | 9人 | 10人 |
| | 各校（回） | 延べ48回 | 延べ50回 |
| 町内特別支援学級児童生徒 小中学校交流事業 | 開催回数（回） | 2回 | 2回 |
| | 参加人数（人） | 27人 | 27人 |

⑤ 人権教育の推進

障がいのある人に対する正しい理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあい、共に生きる心を育む人権教育を推進します。

[取組の具体例]

- ・全小・中学校における、人権作文や人権標語の取組
- ・障がいのある教員による授業や講演

[目標指標の設定]

| 指標 | 目標値 |
|--------------------|---------------|
| 人権作文・標語集「みなの」作成・配付 | 令和4年度 継続実施 |
| 人権教育啓発物品の作成・配付 | 継続実施 |

施策2 余暇活動・芸術文化活動の支援

施策の方向

■ 各種活動についての普及啓発

障がいのある人もない人も、より多くの参加に向けて、県で開催している各種のスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動等の交流活動についての情報提供と参加の呼びかけを行い、障がいや障がいのある人の理解促進に努めます。

また、秩父地域における余暇活動・芸術文化活動の場について、関係団体が連携して充実を図ります。

さらに、サロン活動とボランティア養成について、今後検討していきます。

■ 生涯学習の提供

障がいのある人に向けた生涯学習の情報提供と相談体制の充実を図るとともに、多様な学習ニーズに応えられる学習機会を提供するなど、学習活動の支援に努めます。民間を含めた、町内にある学習情報〈学習内容、施設、資料、方法、人材、団体・サークル、資格取得〉の一元化を図り、いつでも学習者に提供できるよう整備に努めます。

また、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動、学習活動等の指導が行える人を要請により派遣し、障がいのある人の多様な活動への支援に努めます。

■ ボランティア活動の促進

○ 地域におけるボランティア活動

今後も町社会福祉協議会と連携し、障がいのある人に関わるボランティア活動についての理解・啓発や、活動情報の提供等を行うとともに、地域の人材の積極的な発掘・活用によりボランティア活動の促進に努めます。

○ 障がいのある人によるボランティア活動

障がいのある人が自らボランティア活動に参加することにより、生活の充実感を感じたり自己成長を促進したりするなどの精神的な効果が期待できることから、活動についての情報提供、相談、活動への支援を行います。

○ 学校におけるボランティア活動

学校教育の中で、ボランティアの体験活動などを通じて、ボランティア活動に関する基礎的な知識を正しく学習し、児童生徒が地域や他者への関心を高め、行動しようとする態度や意欲を育みます。

■ 公民館図書室の充実

録音図書の貸出サービスに代表される障がい者サービスの一層の推進を図るとともに、障がいのある子どもの発達を促す効果が期待される布の絵本の整備・充実を推進します。

また、弱視者や高齢者へのサービスを主眼とした大活字本の充実を図ります。

推進計画

① ふれあいの機会拡充(サロン活動の充実)

ボランティアの養成を検討し、当事者とのふれあいを促進します。
今後は、サロン活動とボランティア養成できる企画等を検討します。

② 地域と施設の交流活動事業の促進

交流活動を行い、障がいのある人への理解促進に努めます。

[取組の具体例]

- ・ 町内の障がい者施設(カーサミナノ)でのイベント(納涼祭)に参加

③ 福祉スポーツ大会の開催

障がい者スポーツへの関心を高めるとともに、福祉スポーツ大会の普及啓発に努めます。

[取組の具体例]

- ・ ふれあいまつりでユニバーサルスポーツ(ボッチャ)の普及啓発を実施
- ・ 障がい者と高齢者を対象にちちぶふれあいピックを開催予定

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 令和元年度 | 目標値 令和4年度 |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| ちちぶFUNピック | 開催回数(回) | 1回/年 | 1回/年 |

④ スポーツ指導者の派遣

スポーツ指導者の派遣依頼があれば、適宜対応します。

⑤ ボランティア活動の推進

ボランティア活動の推進を役割とする「ボランティアセンター機能」の強化を図ります。また、一般就労にも福祉的就労にも馴染まないニーズに対応した取り組みを、既存のボランティア活動と関連させながら推進します。

⑥ ボランティアの養成

視覚障がい者支援のための、点字・朗読・ガイドヘルプ及び聴覚障がい者支援のための手話・通訳については、講習会等の開催によるボランティアの養成・スキルアップを進めます。

[取組の具体例]

- ・ 手話奉仕員のスキルアップ研修を開催

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|----------|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 手話奉仕員養成研修 | 研修修了者(人) | 1人 | 1人 |

⑦ 学習情報の提供

障害のある人の学習を促進するため、多様な学習情報の提供方法の改善を検討しながら、学習情報〈学習内容、施設、資料、方法、人材、団体・サークル、資格取得〉の一元化を図り、いつでも学習者に提供できるよう整備に努めます。

[取組の具体例]

- ・町広報誌、回覧、ポスター、チラシ、ホームページ等での情報発信

[目標指標の設定]

| 指標 | 目標値 |
|-------------------------------------|---------------|
| 町広報誌、回覧、ポスター、チラシ、ホームページ等での生涯学習情報の発信 | 令和4年度 随時発信 |

⑧ 学習支援体制の整備

地域の教育力を高めるとともに、地域福祉の向上や高齢化社会への対応を図るための生涯学習で得た様々な知識、技能を持つ生涯学習実践者が講師として、地域、団体の要請を受けて活動する出前講座や各種ボランティアなどの人材の情報の集約化を推進します。

地域にあって豊かな経験・技術・知識をもった人材を学校教育に活用し、児童に郷土の歴史や文化、自然等についての理解や関心を高めています。

[目標指標の設定]

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|------------------|------------------|
| 地域人材活用事業 | 令和元年度 全小学校で実施 | 令和4年度 全小学校で実施 |

⑨ 各種講座等の充実

町民の多岐にわたるニーズに対応した学習機会の充実に努めるとともに、障がいのある人の特性に配慮した講座等の開催方法等について検討します。

⑩ 公民館図書室における視覚障がい者サービスの推進

目の不自由な人などを対象にした録音図書(朗読テープ等)の製作及び対面朗読や拡大読書器専用席を設けて読書にハンディキャップのある人に対する読書のサポート等について検討します。

⑪ 「布の絵本」事業の推進

触れて楽しむこともできる「布の絵本」の制作・閲覧・貸出について検討します。

⑫ 大活字本の充実

弱視の人や高齢者向けの大活字本の充実について検討します。

基本目標2 安全で快適な環境づくりの推進

施策3 バリアフリーの推進

施策の方向

■ バリアフリー化に向けた普及啓発

病院・劇場・集会場・デパートなど、公共性が高く、不特定かつ多数の人が利用する政令が定める公共施設についての整備改善を目的とした「ハートビル法」の普及啓発に努めます。

※ 公共性の高い施設

病院、店舗、ホテル、旅館、体育館、図書館、飲食店、学校等。

※ なお、現在はハートビル法とバリアフリー法が統合され、バリアフリー新法として施行されています。

■ 生活空間の整備

公園その他の憩いの場所、トイレ、駐車場等において、障がいのある人に配慮した整備を進め、誰もが快適に利用できる環境づくりを進めます。

また、幅の広い歩道の整備、歩道の段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、滑らない歩道の整備、階段のスロープ化などの整備を進め、公共・公益的建築物と一体となった歩道の確保に努めます。

■ 障がい等に配慮した住宅の確保

障がいのある人の利用に配慮した住宅を確保し、障がい者世帯等の優先入居等を推進します。

推進計画

① 駅や町営バス等のバリアフリー化によるまちづくり

町内にある駅や町営バス、西武観光バス、秩父鉄道等との連携を強化し、誰もが利用しやすい公共交通の運行形態の整備を図るとともに、バリアフリー化を進めます。

[取組の具体例]

- ・町営バスにおける、ノンステップバス・リフト付きバスの運行
- ・町営バス・西武観光バス・秩父鉄道の連携強化

② 重度身体障害者居宅改善整備等の補助

今後も、重度身体障がい者の日常生活の環境改善などを促進するために障がいに応じて居宅を改造する費用の一部を助成する重度身体障害者居宅改善整備費の補助制度の周知に努めます。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|---------|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 重度身体障害者居宅改善整備費補助金 | 利用者数(人) | 0人 | 1人 |

③ 道路環境の整備

今後もパトロールを継続し、障がいのある人や高齢者が安心して利用できる空間の創出を図るため、段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置を積極的に推進します。

パトロールで発見した箇所や地元から要望のあった箇所については、随時すりつけ舗装等を行い、段差解消を図っています。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|---------|-------|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 道路パトロール | 回数(回) | 1回/月 | 1回/月 |

④ タクシー利用料金の助成(福祉タクシー利用券の発行)

福祉タクシー利用料金の助成制度の周知を図ります。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-----|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 皆野町福祉タクシー利用料助成事業 | (人) | 32人 | 35人 |

⑤ 重度心身障害者自動車等燃料費の補助

今後も重度心身障害者自動車等燃料費補助制度の周知を図ります。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 皆野町心身障害者自動車等燃料費給付 | (人) | 133人 | 140人 |

⑥ 講演会などにおける手話通訳者の派遣

町が主催する講演会などにおいて、聴覚障がい者が出席する場合は手話通訳者の派遣に努めます。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|-----|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 手話通訳者派遣回数 | (回) | 0回 | 1回 |

施策4 情報提供体制の整備

施策の方向

■ 各種情報の提供

町の広報誌、インターネットなどの媒体をはじめ、様々な機会を活用して、イベントや研修会など、障がいのある人が社会に参画するための各種団体の活動情報等について積極的に情報提供を行います。

■ 事業所に対する研修の実施

日頃より事業所等との連携を密にし、障がい者虐待の防止や災害対策、感染症対策等の、必要と考えられるテーマについての研修の実施を検討します。

推進計画

① 声の広報の発行

視覚障がい者等のコミュニケーションを円滑に行うため、朗読ボランティア等の協力による、町広報や議会だより、社協だよりを吹き込む声の広報の制作、音声データの電子化等について、今後実施に向けた検討を行います。

② 行政情報の点字化の推進

視覚障がい者が必要な情報を得られるよう、点字広報の発行など、点字による情報提供について、今後実施に向けた検討を行います。

施策5 安全・安心して生活できる環境整備

施策の方向

■ 交通安全に向けた啓発活動の推進

障がいのある人の交通の安全を確保するため、一般運転者や歩行者が、障がいのある人など交通弱者を事故に巻き込まない交通マナーを身につけるよう、警察署をはじめ関係機関と連携して、安全安心を心がけた交通に対する意識啓発活動に努めます。

■ 防災対策の確立

障がいのある人への防火防災知識の向上を図るとともに、災害時に的確に対応するため、障がい者施設職員等の関係者に対する防災教育の充実に努めます。

また、近隣町民を含めた自主防災組織等の支援体制の確保に努め、災害時の情報伝達、避難場所への誘導、救出活動、避難場所の確保などについて、皆野町地域防災計画に基づき、防災対策を構築していきます。

推進計画

① 災害発生時の避難誘導體制の推進

土砂災害に対応した避難所の確保を図ります。また、福祉避難所としての機能を持つ施設での避難訓練を実施します。

② 自主防災組織の育成

地域の防災リーダーの人材育成の推進、また自主防災組織での訓練実施や資機材の整備を継続して推進します。

[取組の具体例]

- ・ 自主防災組織の長を対象に自主防災リーダー養成講座の受講を斡旋
- ・ 自主防災組織で実施している防災訓練や資機材整備に対し補助金を交付

③ 避難行動要支援者支援制度の推進

要介護認定を受けている高齢者や重度の障がいのある人など災害時に自力で避難することが困難で、避難行動要支援者名簿に記載された人の所在を基に「要配慮者マップ」等地図化し、この名簿・マップなどを自治会、自主防災組織などに配布して、災害時にご近所などの地域の力をお借りして支援する仕組みを構築します。

基本目標3 保健・育成の充実

施策6 障がい児への支援の推進

障がい児への支援については、教育・福祉等の関係機関の連携により、乳幼児期から学齢期、それ以降にわたる切れ目のない支援を図ります。

その中で、本計画における施策の位置付けとしては、「6-A 主に乳幼児期における支援」「6-B 主に学齢期における支援」の2つに分けて、以下に掲載します。

施策6-A 主に乳幼児期における支援

施策の方向

■ 障がいの早期発見・早期療育体制の整備

乳幼児期の発育発達の遅れは早期に発見し、適切な治療・療育を行うことが、障がいの軽減や基本的な生活能力のパワーアップを図るために重要です。

また、家庭での親子関係が子どもの成育に大きな意味を持つことから、保護者が相談しやすい体制づくりを行い、複雑多様化した個々のニーズに対応するため、「育児指導」ではなく「育児支援」の姿勢で母子保健事業の充実を図ることが必要です。

今後は、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、子育て世代包括支援センター機能を充実させます。

また、保護者が身近なところで早期に相談が開始でき、継続して支援が受けられるよう、関係機関や関係者相互の連携を図ります。

■ 障がい児支援の提供

国の基本指針における、障がい児の健やかな育成のための発達支援として「障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握」「利用ニーズを踏まえた提供体制の整備」「子ども・子育て支援事業計画との連携」を推進します。

■ 就学前の教育・育成の充実

出産時及び0歳～5歳までの乳幼児期での障がいの早期発見が特に重要であると言われています。そこで、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から一貫した相談体制の構築が必要とされます。

また、保育所の障がい児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっています。

各関係機関において、心身障がい児の保護者が早期から教育相談や指導を受けることができるよう支援体制の充実を図ります。

○ 障がい児保育の充実

障がいのある子どもの特性に配慮し、一人ひとりに応じた適切な保育が行えるよう受け入れ体制を充実します。

○ 情報提供・就学相談の充実

障がいのある子どもについて、特別な教育の必要性等に関する情報提供に努めるとともに、乳幼児期からの就学相談を行い、保護者の理解啓発と就学前教育の充実に向けた支援に努めます。また、就学中の相談支援体制の充実に努めます。

○ 発達障がい児への対応

LD（学習障害）、ADHD（注意欠如／多動性障害）、自閉症スペクトラム等に対する教職員の理解を促進し、適切な対応を図ります。

※LD（学習障害、Learning Disabilities）

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のどれかに著しい困難がある状態。

※ADHD（注意欠如/多動性障害、Attention Deficit/Hyperactivity Disorder）

不注意、多動性、衝動性という三つの行動を特徴とする障がいで、「不注意」とは学業で注意持続できないこと、「多動性」とは離席やしゃべりすぎなど、「衝動性」とは順番を待てないなど。

※自閉症スペクトラム

人とのコミュニケーションが上手く図れないことと、特定のこだわりによって人間関係に困難を抱える障害。

○ 療育支援体制の充実

皆野幼稚園、町内の保育園に臨床心理士や言語聴覚士などの専門職が巡回訪問し、障がい児保育に対する保育士等の相談に対応します。

推進計画

A-① 障がい児に関する相談支援体制の整備

すべての子どもが、その子らしく健やかに成長できるように専門家（臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士）による発達相談を実施します。

また、乳幼児健康診査等に専門職（医師、歯科医師、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、看護師等）を配置し、乳幼児の成長・発達の確認、障がいの早期発見に努めるとともに、育児における保護者の悩み・相談等に対応します。

さらに、保護者同士の交流の場を設けることにより育児不安の解消に努めます。関係機関や地域の関係者等と連携を図り、一貫した相談支援体制の整備を進めます。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------|----------|-------|-----------------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 妊婦訪問相談・育児ギフト事業 | 希望者及び初産者 | | 希望者、対象者に対して全数実施 |
| 新生児訪問 | 全数実施 | | |
| きらきら計測（育児相談） | (人) | 62人 | |
| 発達相談（言語・心理・運動の専門職相談） | (人) | 延べ15人 | |

A-② 母子保健に関する取り組みの充実

○ 妊婦及び乳幼児健康診査の充実

妊婦に対し医療機関での健康診査を勧奨し、疾病の早期発見等を図るとともに、妊産婦訪問指導など安全な妊娠・出産の確保及び相談・支援体制の充実を図ります。

4か月児健康診査・10か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の内容を充実し、身体発育や精神運動発達の遅れのある児を早期発見し、適切な治療・療育を受けることができるように努めます。

加えて、5歳児相談を実施し、3歳児健診までに発見しにくい軽度の発達障害について、できるだけ早い時期に発見し就学後の不適応を少なくするとともに、その子の特性に合った療育を提供し、二次的障がいの防止を図ります。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|---------|-----------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 4か月児・10か月児健康診査 | (人) (%) | 75人 100% | 100% |
| 1歳6か月児健康診査 | (人) (%) | 38人 100% | 100% |
| 3歳児健康診査 | (人) (%) | 55人 100% | 100% |
| 2歳児相談 | (人) (%) | 33人 84.6% | 100% |
| 5歳児相談 | (人) (%) | 60人 95.2% | 100% |

○ 胎児期からの健康づくりの推進

タバコ、性感染症、薬害などによって引き起こされる、障がいの原因となる傷病を予防するため、思春期からの健康教育を充実し、妊婦とその家族に対する啓発活動を推進します。

また、妊娠中の異常を早期に発見し、安全な分娩ができるよう妊婦一般健康診査の受診を勧奨します。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|------------|-----|----------|---------------------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 妊婦健康診査公費負担 | (人) | 延べ 513 人 | 希望者、対象者に対して 全数実施 |

○ 健診後フォロー体制の充実

乳幼児健診等や訪問により、成長・発達に支援が必要と認められた子に対し、個々の成長・発達に応じて専門職による発達相談や助言、適切な療育指導に結びつけるとともに、その過程で生じる保護者の不安や心配などに配慮して働きかけを行います。

また、親子の遊びの教室（ハッピー体操）では、親子にふれあいの場を提供するとともに、遊びを通じて子どもを伸ばす関わり方などの助言をするほか、発達がゆっくりなお子さんの継続的な支援の場とします。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------|-----|---------|---------------------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 遊びの教室 (わくわくハッピー体操) | (人) | 延べ 89 人 | 希望者、対象者に対して 全数実施 |

A-③ 児童発達支援センターの設置

国の基本方針見直しを受け、重層的な地域支援体制の構築を目指すための施設として、児童発達支援センターの設置を推進します。

A-④ 児童発達支援事業所の確保

国の基本方針見直しを受け、主に重症心身障害児を支援する施設として児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置を推進します。

A-⑤ 心身障がい児保育の充実

保育所では、今後も障がい児の受け入れを継続し、障がい児に対応できる保育士の確保に努めます。また、障がいのある児童とない児童が共に生活する統合保育を行い、保育園と連携し、保育環境の整備に努めるとともに、お互いを理解しあい、育ちあうことができるよう保育の充実に努めます。

障がい者手帳取得と児童扶養手当を受けている児を保育する園に対して、保育園への障害児保育補助金、特別支援児補助金を交付し、保育の充実に努める支援を実施します。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|-----|-------|-------------------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 障害児保育補助事業 | (人) | 2人 | 申請障がい児を 全て受け入れ |
| 特別支援児補助事業 | (人) | 5人 | |

A-⑥ 福祉幼児教室の充実

就学前の発達に遅れなどのある児童に対し、個々の発達に応じた指導などを充実し、保護者に対する相談事業もあわせて行うことにより、児童の発達に対する支援と福祉の増進に努めます。

早期発見、早期療育の重要性を認識し、保護者の気持ちに寄り添う相談事業の充実を図ります。

また保育園や療育機関との連携強化を図ります。

施策6-B 主に学齢期における支援

施策の方向

■ 学校教育の充実

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことのできる仕組みであるとともに、障がいのある児童生徒が年齢や能力に応じ、その特性を踏まえた教育や、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えることのできるシステムである、インクルーシブ教育システムの理念に基づく教育を実施しています。

今後、学校においては、支援籍学習や交流及び共同学習をはじめとした共生社会を目標とした多様な学びの場の充実、人権教育や福祉教育における障がい者理解の促進などを図っていくことが必要です。

また、教育委員会においては、就学支援委員会の役割や活動内容の充実に向けてのさらなる検討や個に応じた支援を充実させるため、人的支援や研修の機会の提供を学校に行っていくことが必要です。

推進計画

B-① 個に応じた就学支援の充実

特別な支援を要する児童生徒への合理的配慮及びその環境整備については、一人ひとりの教育的ニーズに応じて決定し提供します。またその内容は学校設置者、学校と本人、保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図ります。

また、早期から切れ目なく児童生徒等の実態把握の実施と必要に応じた支援体制を整備し、児童生徒の就学等についての相談・支援体制の充実を図ります。

加えて、障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため必要な援助を行うとともに、特別支援教育就学奨励費の支給を実施し、特別支援学校及び特別支援学級への就学を奨励し、特別支援教育の振興、充実を図ります。

さらに、就学先の決定について、就学相談・保護者面談等の体制を継続して充実を図り、就学支援委員会の専門的意見を踏まえた教育委員会の判断について、丁寧に説明を実施し合意形成に至るよう努めていきます。

支援の実施にあたっては、幼保小中の切れ目ない連携と、福祉部門等関係機関との連携の強化により、多様化する教育的ニーズの解決を図ります。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-----|-------|---------------------------------------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 特別支援教育指導員相談件数 | (件) | 36件 | 目標値の数値設定は行わず、保護者との合意形成を図りつつ就学率の向上を目指す |
| 各校就学相談件数 | (件) | 23件 | |
| 就学支援委員会答申を基本とした就学率 | (%) | 93% | |

B-② 個別の支援が必要な児童生徒への教育内容の充実

「個別の教育支援計画(教育支援プランA)」 「個別の指導計画(教育支援プランB)」を策定し、特別な支援を要する児童生徒への、合理的配慮の内容、校内支援委員会、教職員や関係機関の役割を明確にし、保護者の意向等を踏まえたうえで、支援、教育内容を決定します。

また、特別支援学級児童生徒数の増加に対応するため、学習支援員を弾力的に運用し、特別支援学級の学習補助体制の充実を図ります。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|-------|--------|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 学習支援員 | 小学校(人) | 3人 | 3人 |
| | 中学校(人) | 1人 | 1人 |

B-③ 放課後児童健全育成の充実

学童保育所の障がい児の受け入れについては、障がい児が安全で安心して学童保育所で過ごせるよう配慮しながら支援し、保護者の理解と協力を求めながら、柔軟な受け入れに努めます。

また、放課後の生活を通して様々な児童と活動を共にすることにより、障がい児の心身の健全な育成となるよう努めます。

障がい児の柔軟な受け入れと心身の健全な育成を促進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置を推進するよう学童保育所へ補助金を交付します。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|-----|-------|----------------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 障害児受入推進事業 | (人) | 2人 | 申請障がい児を全て受け入れる |

B-④ 特別支援学級の整備充実

障がいの種別に応じた適切な教育、個に応じた教育が受けられるよう、今後も指導する担任の研修の機会を充実させ、指導力の向上を図るとともに、個に応じた適切な教育が進められるよう、教材等の整備充実、学校の教育環境の整備を図ります。

全小・中学校に特別支援学級を2学級(知的、自閉・情緒)ずつ設置しています。

また、特別支援学級の担任は積極的に特別支援教育の研修会に参加して、専門性を高め、今後も担任が意欲的に研修会に参加できる環境を整えていきます。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|-----|--------------|--------------|
| 特別支援学級の設置 | (%) | 100% (4校/4校) | 100% (4校/4校) |

B-⑤ 通常の学級在籍児への援助の充実

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒のための指導の充実を図るために、学習支援員の配置、学校施設・設備の充実などに努めます。

小学校2校に支援員3人を配置し、特別な支援を要する児童等への支援を行っています。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 令和元年度 | 目標値 令和4年度 |
|-------------------|--------|---|---|
| 学習支援員 (特別支援含む) | 小学校(人) | 10人 | 10人 |
| | 中学校(人) | 1人 | 1人 |

B-⑥ 教員の専門性の充実

特別支援学級や通常の学級において、障害のある児童生徒に関わる教員への専門的な知識と技術を系統的に習得するために研修の機会を充実させます。また、教員が研修を受けやすい条件整備を進めます。

特別支援教育指導員の要請訪問を行い、専門的見地からの指導・助言を受けながら児童生徒理解を深めています。今後も継続して学習支援員の配置を充実させるとともに、特別支援教育指導員の要請訪問を効果的に実施します。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-----|---|---|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 特別支援教育指導員相談件数 | (件) | 36件 | 必要な数 |

B-⑦ 特別支援学校との連携・交流

特別支援学校の特別支援教育のセンター的機能を活用し、円滑な支援を実施します。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-----|---|---|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| センター的機能の活用・教育相談の実施 | (件) | 2件 | 必要な数 |

施策7 保健・医療の充実

施策の方向

■ 一貫した保健・医療サービスの提供

障がいのある人やその家族がいつまでも健康で暮らしていくためには、保健・医療の充実はもちろん、健康を維持するための主体的な取り組みが大切です。そのためには、定期健康診断をはじめ、健康づくり事業の充実に力を入れる必要があります。障がいのある人が相談から判定、治療、訓練、指導に至るまで一貫した保健・医療サービスが受けられるよう、効果的なサービスの提供に努めます。

■ 健康づくりの推進

平成31年度に町民の健康づくりの基本計画である「第3期健康みなの21計画」を策定しており、この計画に基づき、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を充実し、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、町民が主体的に生活習慣病の予防と健康づくりに努められるよう支援してきました。今後も生活習慣病の発症予防から重症化予防まで徹底して推進し、多くの人が健康診査を受診し、自分の健康状態を知るとともに、主体的に健康管理に取り組めるように個別及び集団の保健指導を充実させます。

また、強いストレスを抱える人や自殺者が増加するなど、こころの健康問題が深刻化していることから、自殺対策基本法や、平成31年度に策定した皆野町自殺対策計画などを踏まえ、関係機関及び関係団体と連携しながら自殺予防の取り組みを推進します。

■ 訪問指導の充実

町民一人ひとりが健やかに生活するために、医療機関等と連携した訪問指導を実施し、保健・医療の個別支援を充実させます。

■ 医療機関との連携

未熟児や先天性な要因によりフォローを必要とする乳幼児とその家族に対し、医療機関と連携し、地域での支援体制の整備に努めます。

また、疾病と障がいを併せ持つ精神障がいのある人は、継続的な通院や治療が必要とされることから、専門性を持った医療機関との連携を図り、医療を受けやすい環境づくりに努めます。

推進計画

① 健康診査・健康教育・健康相談の充実

成人を対象に特定健診や骨粗しょう症検診、各種がん検診や脳検診などを行い、疾病の早期発見・早期治療により障がいの原因となる傷病の予防及び軽減を図ります。生活習慣病予防を目的として、栄養や運動などをテーマにした健康教育の充実を図ります。

また、健康相談や生活習慣重症化予防事業等を行い、町民のセルフケアの能力の向上を支援します。

[目標指標の設定]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-----|-------|--------------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 特定健診(40歳～74歳) | (%) | 38.2% | 60% |
| 高齢者健診(75歳～) | (%) | 17.4% | 20% |
| 糖尿病性腎症重症化予防 | (人) | 1人 | 新規透析導入患者数の減少 |
| 骨折予防のための片足立ち検査 | (%) | 5.2% | 骨折ハイリスク者の減少 |

② 医療機関との連携

障がいの軽減、重症化予防あるいは障がいに起因する第二次的障がいを予防するため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療の一貫した体制の整備に努めます。

さらに、主要な生活習慣病である糖尿病の発症及びその合併症を予防するため医療機関との連携の充実を図ります。

③ 重度心身障害者医療費公費負担制度の周知

保険適用となる自己負担分の医療費を助成し、重度心身障がい者の健康管理、福祉の増進を図り、今後も公費負担制度の周知徹底を図ります。

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|---------|-----|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 町広報への掲載 | (回) | 2回/年 | 2回/年 |

④ 自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付

健康保持と経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付を行うとともに、制度の周知を図り、今後も公費負担制度の周知徹底を図ります。

⑤ 各種年金、手当の支給

障がいのある人の医療、福祉サービスに係る費用負担は大きく、支援が求められていますが、厳しい財政事情のなか、各種手当の増額や対象者の拡大は難しい状況にあります。制度を知らずに受けられないことのないよう、制度の周知を図るなど利用の促進が必要です。

障害基礎年金や在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当などについて、町報やホームページ、チラシ配布、窓口での案内等を行い、各種年金や手当、公費負担制度等について適切に申請がなされるよう制度の周知を徹底します。

| 指標 | 単位 | 現状値 令和元年度 | 目標値 令和4年度 |
|---------|-----|---|---|
| 町広報への掲載 | (回) | 1回/年 | 1回/年 |

⑥ 感染症等への対策

令和2年に世界的に流行した新型コロナウイルスは日常生活に様々な影響を及ぼしており、障がい者やその家族、支援者を感染から守るために、それぞれの生活に合った「新しい生活様式」を実践することが求められます。

日頃から事業所等と連携し、新型コロナウイルスや、インフルエンザウイルスなどの感染症に対する感染予防の重要性、相談窓口などについて、情報の広報・啓発に努めます。

また、感染症発生時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制の構築や、消毒液等の感染症対策用品を平時から備蓄するなどの事前準備等について検討します。

施策8 精神保健福祉支援の充実

施策の方向

精神保健福祉対策においては、精神障がいに対する誤解や偏見を取り除き、早期発見、早期治療、短期入院を目指した保健医療体制の確立と、地域住民の支援体制による社会復帰を図る対策が重要です。

また、保健・医療・福祉・教育・労働・住宅などの各分野にわたる総合的な支援が必要であり、今後は各関係機関が連携しながら各施策を進めます。

■ 精神障害者社会復帰支援事業(事業名:太陽のひろば)

精神障がい者の自立と社会参加の促進を支援するため、グループ活動(参加者主体で考えたプログラム)を実施します。

推進計画

① 精神保健に関する知識の普及・啓発

町民が心の健康づくりに関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、また、精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及・啓発を進めます。

精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する町民の関心と理解を深めるため、講演会や広報誌等で正しい知識の普及を図ります。

自殺予防対策としての、自殺予防ゲートキーパー研修について、毎年テーマを決めて実施します。

② 相談・支援体制の整備

精神保健福祉士や保健師が面接・訪問・電話による相談・支援を随時行うとともに、保健所や医療機関、地域関係者等との連携を図ります。

③ 社会復帰対策の促進

回復途上にある精神障がい者を対象に、ソーシャルクラブ(社会復帰支援事業)を定期的で開催し、グループ活動を通して、社会的自立の促進を図ります。在宅の精神障がい者をはじめ、障がいのある人の生活支援・相談などを行う生活支援センターと連携し、社会復帰の促進に努めます。

精神障害者社会復帰事業については、事業内容の見直し・対象者への周知方法の工夫を行います。

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|---------|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 太陽のひろば(ソーシャルクラブ) | 開催回数(回) | 10回/年 | 1回/月 |
| | 参加者数(人) | 延10人 | 3人/月 |

④ 家族会等への支援の充実

家族会やボランティア団体等の諸活動に対して、家族への相談支援、家族会への補助金交付など、支援の充実に努めます。

⑤ 精神障害者保健福祉手帳の取得促進

精神障がい者が様々なサービスが受けられるよう、精神障害者保健福祉手帳の周知、取得支援の実施を促進します。

⑥ 人材の確保

精神保健活動をより一層充実させるため、精神保健福祉士や保健師など専門スタッフの人材確保とスキルの向上に努めます。

⑦ 自立支援医療費(精神通院医療)支給制度の周知

精神障がい者の適正な医療を普及し、早期発見・早期治療及び再発予防などの効果を高めるため、自立支援医療費(精神通院医療)支給制度の周知を図り、利用の促進に努めます。

基本目標4 雇用・就労にかかる支援の充実

施策9 雇用・就労にかかる支援の充実

施策の方向

「働く」ということは、生活をするための収入を得るだけでなく、社会参加や人生の生きがいにつながるなど重要な意味をもっています。自ら働いて得たお金で好きなものを買ったという満足感、働くことで社会に役立っているという充実感、そして、やり遂げたという達成感を実感できてこそ、はじめて地域での生活が実現できたとと言えます。

障がいのある人の就労を促進するためには、受入れ企業の理解・協力が重要であることから、障がい者雇用や職場環境整備に関する制度について、啓発を行っていく必要があります。

また、障がいのある人が就労可能な職務・職域の開発や相談体制の充実を図るため、関係機関との連携を推進します。

さらに一般就労が困難な障がいのある人に対しても、「働くこと」の意義を生活するうえでの基軸とした福祉的就労の促進を図ることが求められています。

■ ハローワークとの連携

職業相談、職業紹介、職場定着指導等を行っているハローワークと連携し、法定雇用率の達成に向けて、障がいのある人に対する雇用機会の拡大を要請していきます。

※法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないとされ、平成30年4月からは精神障がい者の雇用が義務化されました。

■ 障がい者就労支援センターとの連携

秩父障がい者就労支援センターとの連携を図り、就労を希望している障がいのある人の雇用を促進し、就労後のサポートを継続的に支援します。

また、就業・生活支援センター事業により、就労面のみではなく、生活面を含めた一体的な支援を行います。

※秩父障がい者就労支援センター「キャップ」

障がいのある人の就労等に関する相談を専門的に行う機関を、秩父圏域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）共同で設置します。

■ 福祉的就労の場の確保と支援

一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場を確保することにより、一般就労に向けた活動を支援します。

■ 事業主に対する理解促進

商工会等との連携により、障がいのある人の雇用促進のための各種助成金制度の周知・広報に努め、制度の活用を促すとともに、障がいのある人の雇用に対する理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

■ 職親委託制度の普及

知的障がい者を対象に、家庭的な職場環境のもとで職親から職業に関する指導訓練を受けることができる制度の普及を図ります。

推進計画

① 事業主、社会一般の理解と協力の促進

ハローワーク（公共職業安定所）や障がい者就労支援センター等の関係機関と連携を図り、事業所に対し障害者雇用率制度、障害者雇用に関する各種助成制度などの普及を推進するとともに、障害者雇用の理解と協力を促進し、障がいのある人の適正に応じた就労支援の充実を図ります。

② 町職員の採用

現在、障害者雇用率制度の基準を達成していますが、今後も障害者雇用率制度の内容をふまえ、計画的な採用を図ります。

③ 適職の開発促進

ハローワーク（公共職業安定所）や障がい者就労支援センター等の関係機関と連携を図り、障がいのある人を雇用する際の職場環境整備の助成制度の普及に努め、障がいのある人がその適性と能力に応じて働ける職場環境づくりを推進し、障がいのある人の適正に応じた就労支援の充実を図ります。

④ 授産製品の販路拡大

今後も授産製品の販売促進や業務発注を働きかけ、福祉的就労の場の確保と支援に努めます。

⑤ 授産製品の支援

就労継続支援等で生産された製品の販売拠点の確保と支援に努めます。

⑥ 官公需の推進

行政機関から障がい者施設等への業務発注を働きかけていきます。皆野町障害者優先調達推進方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めます。

| 指標 | 単位 | 現状値 | 令和元年度 | 目標値 | 令和4年度 |
|------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 庁舎及び敷地内の清掃 | (千円) | 1,175 | 千円 | 1,500 | 千円 |

基本目標5 障がい福祉サービスの充実

施策10 相談体制の充実

施策の方向

■相談体制

障がいのある人の状況に応じた適切な相談・指導ができる体制や必要な保健・福祉サービスなどが的確に提供される体制づくりに努めます。

町が委嘱している身体障害者相談員と知的障害者相談員の普及・啓発につとめるとともに、活動を支援します。そのためには、町職員の相談支援のスキルアップが必要であり、研修に参加する等して自己研鑽に励みます。

推進計画

① 相談体制の充実

障がいのある人の状況に応じた適切な相談・指導ができる体制や必要な保健・福祉サービスなどが的確に提供される体制づくりに努めます。

町が委嘱している身体障害者相談員と知的障害者相談員の普及・啓発につとめるとともに、活動を支援します。そのためには、町職員の相談支援のスキルアップが必要であり、研修に参加する等して自己研鑽に励みます。

② 障がい者相談機能の強化

福祉サービス利用援助、貸付、ボランティア、障がい者就労支援等の各種相談機会における障がい対応を強化し、障がいのある人の特性に見合った福祉サービスの紹介を行います。

③ 相談体制の充実ネットワーク化

多岐多様にわたる相談ニーズに対応するとともに、専門職の特性を活かした相談を行い、各種相談窓口の充実に努めるとともに、町や保健所、相談支援事業所などの関係機関の連携を強化し、それぞれ相談窓口の充実に努めるなど相談体制のネットワーク化を図ります。

施策 11 障がい福祉サービスの充実

施策の方向

■ 地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行及び定着を支援するため、地域移行支援計画の作成、対象者への訪問相談、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊や住居の確保等の支援など、サービス基盤整備等を推進します。

■ 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していくことが必要です。そこで、生活を地域全体で支えるサービス提供体制として、地域生活支援拠点等の整備を行い、地域生活支援を構築します。

推進計画

① 地域移行、地域定着の推進

相談支援事業所との連携を強化し、相談支援体制のさらなる充実、サービスの基盤整備の推進を図ります。

継続して相談支援事業所と連携しサービスの基盤整備の推進に努めます。

② 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等について秩父圏域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）での設置を検討します。

また、第6期障がい福祉計画に基づき、各種障がい福祉サービスの充実を図ります。

| 指標 | 単位 | 現状値 | 令和元年度 | 目標値 | 令和4年度 |
|-----|------|-----|-------|-----|-------|
| 拠点数 | (か所) | 0 | か所 | 1 | か所 |

第6章 皆野町障がい福祉計画

第1節 基本理念

第5次皆野町総合振興計画を基本とし、障害者基本法に基づく「皆野町障がい者計画」の基本理念である、「一人ひとりが地域の中で輝く ふれあいのまち・みなの」を、今後の障がい福祉施策の基本的な考え方として推進します。

本計画において、次の事項に配慮して具体的な障がい福祉サービスの効果的な実施を図ります。

第2節 障がい福祉計画策定のポイント

令和3年度からの3か年を期間とする第6期市町村障がい福祉計画は、障害者総合支援法を根拠として策定されるものです。

第5期までの計画における、指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等は踏襲されますが、見直しのポイントとして以下の9つが示されています。

国の基本指針見直しの主なポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・ 地域生活支援拠点等の機能の水準や充足状況の継続的な検証・検討
 - ・ 地域における障がい者の生活を支えるサービスの充実
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 新たな成果目標の設定（精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇）
 - ・ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症に対する取り組み
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 成果目標「福祉施設から一般就労への移行者」について、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の区分別での設定
- ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・ 「断らない相談支援」「社会とのつながりや参加の支援」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制に関する基本的な姿勢・理念の追加

⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ 発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実
(ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等)
- ・ 発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に関する取り組み

⑥ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

■ 聴覚障がい児の早期支援の推進

- ・ 難聴児支援のための中核機能の整備
(児童発達支援センター、特別支援学校等)
- ・ 新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築

■ 児童発達支援センターと障害児入所施設の果たすべき役割の明記

- ・ 障がい児の地域社会への参加や包容に向けた児童発達支援センターの地域支援機能の強化
- ・ 障がい児入所施設の小規模化(ケア単位)を推進
- ・ 地域に開かれた施設運営の推進
(地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援等)

■ 18歳以降の支援のあり方についての協議のための体制整備

■ 都道府県・市町村障害児福祉計画におけるニーズの把握

- ・ 重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズ把握に関する取り組み

⑦ 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの整備(都道府県単位)

⑧ 障がい福祉サービスの質の確保に関すること

- ・ 障がい福祉サービスの円滑な実施に向けた取り組みの推進
(研修体制の充実、協議会の活用、監査の適正実施とフィードバック等)

⑨ 障がい福祉人材の確保に関すること

- ・ 関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

第3節 指定障がい福祉サービス及び指定相談支援に関する基本的な考え方

(1) 訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の確保に努め、障がいの種別に関わらず必要なサービスを受けられるよう支援します。

(2) 日中活動系サービスの確保

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の確保に努め、障がいのある人が希望するサービスを受けられるよう支援します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行の推進

障がいのある人がその意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるように、福祉と雇用の連携を充実させ、障がいのある人が自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくりを進めます。県及び関係機関との連携により、就労移行支援事業等を推進し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の拡大を促進します。

(4) グループホーム等の充実及び入所等からの地域生活への移行の推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の確保に努めるとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

(5) 相談支援の提供体制の確保

障がいのある人が地域において、自立した日常生活や社会生活を営むために、障がい福祉サービスの適切な利用を支えるとともに、中立・公平な立場で、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者による障がい者地域自立支援協議会のネットワークを強化します。

(6) 障がい児支援の充実

身近な地域で支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにするとともに、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図り、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

(7) 発達障害者等に対する支援の検討

発達障害（児）者が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるように、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センターの設置や発達障害者地域支援マネージャーの配置等を適切に進めるなどの支援を検討します。

第4節 地域生活支援事業の実施に関する基本的な考え方

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的、効果的に実施します。

これにより、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず町民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する問題について、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための支援（成年後見制度等）を推進し、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう目指します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人など適正に業務を担う人材の育成に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(7) 日常生活用具給付事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、外出及び余暇活動等、社会参加における外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域において創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化することにより、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

第5節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 障がい福祉計画の趣旨

障害者自立支援法の施行に伴う施設・サービス体系の見直しについては、障がいのある人の生活を「24時間を通じた施設での生活」から「地域と交わる暮らし（日中活動の場と生活の場の分離）」へと移行させることが趣旨の1つとなっています。

本町は、この趣旨を踏まえつつ、第5期までの障がい福祉計画を作成し、それに基づき、障がい者福祉施策を推進してきました。

第5期計画が終了するにあたり、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスに関する令和5年度の目標値を設定した上で、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援の4つに区分された「指定障害福祉サービス」とともに、相談支援事業をはじめとする「地域生活支援事業」の提供体制の確保により、目標値の実現を目指します。

(2) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本町は、障がい者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障がい福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

- ① 必要な訪問系サービスの保障
- ② 希望する日中活動系サービスの保障
- ③ グループホームの充実及び地域生活への移行の推進
- ④ 福祉施設から一般就労への移行支援
- ⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援の充実
- ⑥ 依存症対策の推進
- ⑦ 相談支援体制の構築による地域生活への移行や地域定着のための支援
- ⑧ 発達障がい者に対する支援の充実
- ⑨ 障がい児支援の充実

○ 指定障がい福祉サービスの提供体制の確保

①訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

②日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所

③居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援

④相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

⑤障がい児支援

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、障がい児相談支援

○ 地域生活支援事業の提供体制の確保

①市町村が必ず行う必須事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業

②その他の事業

訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業、巡回支援専門員整備事業

事業の内容については、このあとの第7節・第8節をご覧ください。

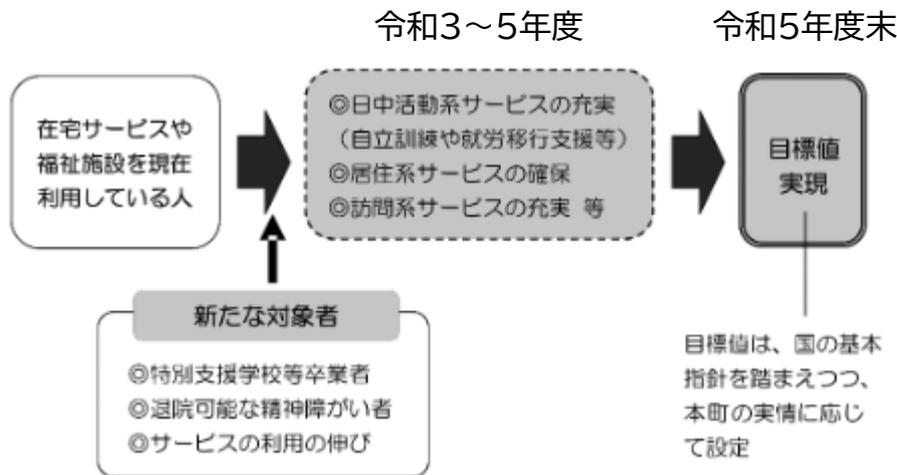
第6節 数値目標の設定

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度を目標年度として、次の7つの目標値を設定します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への充実
- ⑤ 障がい支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築

7つの目標の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、本町の实情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神障がい者、その他サービス利用者(サービスの利用の伸び)を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点において、障がいのある人の福祉施設に入所している人は20人です。令和5年度までの数値目標については、国の指針を踏まえ以下の通り設定します。

| 項目 | 第5期 | 第6期 | 備考 |
|------------|---------------|-----|-----------------------------------|
| ① 地域生活移行者数 | 0 (目標 1) | 2 | 施設入所からグループホーム、一般家庭等の地域生活へ移行する者の数。 |
| ② 施設入所者数 | 20 (目標 20) | 18 | 計画期間終了時点での施設入所者数。 |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、自立支援協議会において協議を行いました。今後も、秩父圏域1市4町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町）での協議の場の設定を通して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

| 項目 | 第5期 | 第6期 | 備考 |
|--|------------|-----|------------------------------------|
| ①協議会やその専門部会など 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 | 1 (目標1) | 1 | 様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築するための協議の場を設定 |

(3) 地域生活支援拠点等の整備

現在、町内には障がいのある人の地域生活を支援する機能を持った、「地域生活支援拠点」は整備されていませんが、令和5年度までに秩父圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町）で1箇所の整備を目標とします。

| 項目 | 第5期 | 第6期 | 備考 |
|---------------|------------|-----|------------------------------|
| ①地域生活支援拠点等の整備 | 0 (目標1) | 1 | 障がいのある人の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数 |

(4) 福祉施設から一般就労への充実

第5期計画期間において、一般就労への移行者数は1人でした。令和5年度までの数値目標については、国の指針を踏まえ以下の通り設定します。

| 項目 | 第5期 | 第6期 | 備考 |
|----------------|-------------|-----|---|
| ①一般就労への移行者数 | 1 (目標3) | 4 | うち就労移行支援事業利用を1、就労継続支援A型事業利用を1、就労継続支援B型事業利用を2とする |
| ②就労移行支援事業の利用者数 | 14 (目標9) | 20 | 令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数（人日） |

国の示す項目の中で、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合」については、事業所数が限られることから設定を見送ります。

(5) 障がい支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置について、現在は町及び圏域に設置されていませんが、令和5年度までに秩父圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町）で各1か所の整備を目標とします。

指標項目については、国の指針をもとに次の通りとします。

| 項目 | 第5期 | 第6期 |
|---------------------------------------|------------|-----|
| ①児童発達支援センターの設置 | 0 (目標1) | 1 |
| ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置 | 0 (目標1) | 1 |
| ③主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置 | 1 (新規) | 1 |
| ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 無 (新規) | 有 |
| ⑤医療的ケア児に対するコーディネーターの養成研修を 受講した者の配置 | 0 (新規) | 1 |

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを中心として、総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化を行います。

| 項目 | 第5期 | 第6期 |
|--|-----------|-----|
| ①総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の 強化を実施する体制の確保 | 無 (新規) | 有 |
| ②地域の相談支援事業者の人材育成支援件数 | 0 (新規) | 1 |
| ③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | 0 (新規) | 1 |

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築

障がい福祉に携わる職員の資質向上に取り組むとともに、事業所等のサービスの質の向上を図ります。

| 項目 | 第5期 | 第6期 |
|--|-----------|-----|
| ①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の 研修への市町村職員の参加人数 | 0 (新規) | 1 |
| ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事 業所や関係自治体等と共有する体制の有無 | 無 (新規) | 有 |

第7節 障がい福祉サービスの必要量の見込み

第5障がい福祉計画の実績を踏まえ、令和5年度に向けて、令和3年度から令和5年度の3年間を第6期計画期間として各年度における見込量を設定します。

なお、以下の「令和2年度実績」については、全て本計画策定途中の段階における数値から算出した、見込みの値となっています。

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 訪問系サービス | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 居宅介護支援 ◎ 重度訪問介護 ◎ 同行援護 ◎ 行動援護 ◎ 重度障害者等包括支援 |
| (2) 日中活動系サービス | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 生活介護 ◎ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ◎ 宿泊型自立訓練 ◎ 就労移行支援 ◎ 就労継続支援A型（雇用型） ◎ 就労継続支援B型（非雇用型） ◎ 就労定着支援 ◎ 療養介護 ◎ 短期入所 |
| (3) 居住系サービス | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自立生活援助 ◎ 共同生活援助（グループホーム） ◎ 施設入所支援 |
| (4) 指定相談支援 (サービス利用計画作成) | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 計画相談支援 ◎ 地域移行支援 ◎ 地域定着支援 |
| (5) 障がい児支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 児童発達支援・医療型児童発達支援 ◎ 居宅訪問型児童発達支援 ◎ 放課後等デイサービス ◎ 保育所等訪問支援 ◎ 福祉型障がい児入所施設 ◎ 医療型障がい児入所施設 ◎ 障がい児相談支援 |

(1) 訪問系サービス

①居宅介護支援

障がいのある人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。

②重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対し、外出時等において、その障がいのある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④行動援護

知的障がい者・児であって自閉症やてんかんなどの症状のある重度の者、精神障がい者で統合失調症などのある重度の者を対象に、行動時の危険などを回避するために必要な支援及び移動中の介護、排せつ及び食事等の支援を行うサービスです。

⑤重度障害者等包括支援

障害支援区分6に該当し、意思の疎通が困難な重度の障がいのある人を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

現状と課題

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業となるものです。利用実績は横ばい傾向にありますが、1人あたりのサービス利用時間は増加傾向にあります。

今後も重度障がい者を含めた障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業の利用促進、供給体制の拡充を図ることが必要です。

サービス見込み量

居宅介護については、在宅生活への移行等により、利用ニーズの高まりが予想されることから、サービス提供体制の確保が必要です。

令和元年度末までの利用者数の推移及び今後の1人あたりのサービス利用時間の増加を勘案し、サービス見込量を設定します。

【訪問系サービスの利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|---------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 訪問系サービス 合計 | 人／月 | 13 | 16 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | 時間／月 | 175 | 209 | 199 | 225 | 240 | 255 |
| 居宅介護 | 人／月 | 13 | 14 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| | 時間／月 | 175 | 190 | 170 | 195 | 210 | 225 |
| 同行援護 | 人／月 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 時間／月 | 0 | 19 | 29 | 30 | 30 | 30 |

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を必要とする障がいのある人で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である人に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

現状と課題

生活介護は、利用者数及び利用日数ともに横ばい傾向にありますが、今後も、利用者のニーズに対応した活動内容の充実が求められます。

サービス見込み量

在宅生活への移行等により、利用ニーズの高まりが予想されることから、サービス提供体制の確保が必要です。

令和2年度末までの利用者数の推移及び今後の1人あたりのサービス利用時間の増加を勘案し、サービス見込量を設定します。

【生活介護の利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 生活介護 | 実利用者 人／月 | 33 | 33 | 32 | 34 | 34 | 34 |
| | 人日／月 | 719 | 759 | 677 | 782 | 782 | 782 |

②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

「機能訓練」は、地域で生活できるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な身体障がい者を対象に、一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活の機能向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

「生活訓練」は、地域での生活を送る上で、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする知的障がい者・精神障がい者を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、地域での生活を営む上で必要な訓練などを提供するサービスです。

現状と課題

自立訓練（機能訓練）の利用はないものの、自立訓練（生活訓練）の利用は一定数ある状況です。

サービス見込量

令和2年度末までの利用者数の現状を踏まえながら、今後の利用者の増加を勘案したサービス見込量を設定します。

【自立訓練の利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|------------|---------|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 自立訓練(機能訓練) | 実利用者人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 22 | 22 | 22 |
| 自立訓練(生活訓練) | 実利用者人/月 | 2 | 4 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 人日/月 | 38 | 48 | 36 | 48 | 60 | 72 |
| 宿泊型自立訓練 | 実利用者人/月 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 |

③就労移行支援

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の障がいのある人を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供するサービスです。

現状と課題

実績は年によってばらつきがありますが、今後も一般就労への移行を支援するため、事業を継続します。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用者数の現状を踏まえ、今後の利用者の増加を勘案したサービス見込み量を設定します。

【就労移行支援の利用実績及び見込み量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|--------|---------|-----|----|----|------|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 就労移行支援 | 実利用者人/月 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 人日/月 | 19 | 5 | 14 | 20 | 20 | 20 |

④就労定着支援

障がいのある人本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行なうサービスです。

現状と課題

現在町内で実績はありませんが、ニーズを踏まえ圏域単位で実施に向けて検討を行います。

サービス見込み量

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を見込み量として設定します。

今後のニーズや福祉施設利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、見込み量を設定します。

【就労定着支援の利用実績及び見込み量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|--------|---------|-----|----|----|------|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 就労定着支援 | 実利用者人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

⑤就労継続支援

ア. A型(雇成型)

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用が結びつかなかった障がいのある人、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用が結びつかなかった障がいのある人などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

イ. B型(非雇成型)

年齢や体力等の面から就労が困難な障がいのある人、就労移行支援事業などを利用したが雇用が結びつかなかった障がいのある人を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

現状と課題

就労継続支援（B型）サービス事業所の増加等により、今後も利用者の増加が見込まれています。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用者数の現状を踏まえ、就労継続支援（A型）の事業所については今後の利用者の見込み、就労継続支援（B型）の事業所については利用者数の増加を勘案したサービス見込み量を設定します。

また、事業の推進にあたって、工賃の平均額の向上を図ります。

【就労継続支援の利用実績及び見込み量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|------------|-------------|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 就労継続支援(A型) | 実利用者 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 22 | 22 | 22 |
| 就労継続支援(B型) | 実利用者 人/月 | 15 | 18 | 20 | 22 | 24 | 26 |
| | 人日/月 | 291 | 343 | 371 | 399 | 427 | 455 |

⑥療養介護

医療ケアを必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人、筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者の障害支援区分5の人を対象に、医療機関などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを提供するサービスです。

現状と課題

現状で利用はありませんが、今後緊急時等の利用に対応できるようサービスを確保していく必要があります。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用者数の現状を踏まえ、今後の利用者数の増加を見込み、サービス見込み量を設定します。

【療養介護の利用実績及び見込み量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|------|---------|-----|----|----|------|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 療養介護 | 実利用者人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

⑦短期入所

介助者の病気などの理由により障がい者当人の介助ができなくなった場合、障がいのある人を対象に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

現状と課題

短期入所の利用はほぼ横ばいに推移していましたが、令和2年度は利用が落ち込んでいます。

今後も緊急時等の利用に対応できるようサービスを確保していく必要があります。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用者数の現状を踏まえ、今後も令和元年度までと同様の利用者数があることを想定して、サービス見込み量を設定します。

【短期入所の利用実績及び見込み量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|------|---------|-----|----|----|------|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 短期入所 | 実利用者人/月 | 4 | 4 | 2 | 5 | 5 | 5 |
| | 人日/月 | 41 | 57 | 37 | 66 | 66 | 66 |

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、定期的に利用者の居宅に訪問し、日常生活への必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者から相談・要請があった際は、訪問、電話、メールによる随時の対応を行うサービスです。

現状と課題

現状で利用はありませんが、今後のニーズに対応できるようサービスを確保していく必要があります。

サービス見込み量

単身世帯である障がいのある人の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる数等を勘案して、見込み量を設定します。

【自立生活援助の利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|--------|---------|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 自立生活援助 | 実利用者人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

② 共同生活援助

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

現状と課題

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあります。今後も地域移行を促進する観点から、広域的な連携も含めサービス提供体制の充実を図る必要があります。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用者数の現状を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【共同生活援助の利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|-----------------|---------|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 共同生活援助（グループホーム） | 実利用者人/月 | 12 | 12 | 12 | 13 | 14 | 15 |

③施設入所支援

夜間での介護を必要とする障がいのある人や、自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人の中で単身の生活が困難である人、または、様々な事情により通所が困難な障がいのある人を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話をを行うサービスです。

現状と課題

施設入所支援の利用者数はやや増加傾向にあり、重度の障がいのある利用者も多いことから地域移行は難しい状況です。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用者数の現状、地域移行等を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【施設入所支援の利用実績及び見込み量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|--------|---------|-----|----|----|------|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 施設入所支援 | 実利用者人／月 | 19 | 19 | 20 | 20 | 19 | 18 |

(4) 指定相談支援

①計画相談支援

入院・入所している障がいのある人が、地域生活へ移行する際に計画的・包括的な支援を必要とする場合や、支給決定利用者であって複数のサービスを組み合わせる必要がある障がいのある人に対して、計画的なプログラムの作成を行うサービスです。

現状と課題

利用者はサービス等利用計画作成が必須となりますが、年々利用者は増えています。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用者数の現状、地域移行等を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【計画相談支援の利用実績及び見込み量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|--------|---------|-----|----|----|------|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 計画相談支援 | 実利用者人／月 | 11 | 14 | 14 | 15 | 16 | 17 |

②地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障がいのある人等に対する、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものです。

現状と課題

地域移行支援・地域定着支援について、これまで補助事業として実施してきた内容を個別給付化し、地域移行の取り組みを強化することとしています。

サービス見込み量

現在、サービスの利用はありませんが、本町では、今後の地域移行者数等を勘案しサービス見込み量を設定します。

【地域移行支援・地域定着支援の利用実績及び見込み量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|--------|---------|-----|----|----|------|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 地域移行支援 | 実利用者人／月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 実利用者人／月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(5) 障がい児支援

①児童発達支援・医療型児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う事業です。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用者数の推移及び今後のサービス利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。医療型児童発達支援については実績がありませんが、必要な際にサービスの提供を図ることとします。

【児童発達支援・医療型児童発達支援の利用実績及び見込み量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|------------------|---------|-----|----|----|------|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 児童発達支援・医療型児童発達支援 | 実利用者人／月 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| | 人日／月 | 22 | 16 | 12 | 16 | 16 | 16 |

②居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障がいであって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行うサービスです。

サービス見込み量

地域における児童の数の推移、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人あたりの利用量等を勘案して見込み量を設定します。

【居宅訪問型児童発達支援の利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|-------------|---------|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 実利用者人／月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

③放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用者数の推移及び今後のサービス利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【放課後等デイサービスの利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 放課後等デイサービス | 実利用者人／月 | 3 | 11 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| | 人日／月 | 62 | 145 | 145 | 160 | 175 | 190 |

④保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込むことも可能です。

サービス見込み量

現在利用はありませんが、今後の利用等を勘案しサービス見込量を設定します。

【保育所等訪問支援の利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|----------|-------------|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 保育所等訪問支援 | 実利用者 人／月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

⑤福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。

サービス見込み量

現在利用はありませんが、今後の利用等を勘案しサービス見込量を設定します。

【福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設の利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|-------------|-------------|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 福祉型障がい児入所施設 | 実利用者 人／月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 医療型障がい児入所施設 | 実利用者 人／月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

⑥障がい児相談支援

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

サービス見込み量

現在は、保健師との連携のもとセルフプランで対応していますが、今後の利用等を勘案しサービス見込量を設定します。

【障がい児相談支援の利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|----------|-------------|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 障がい児相談支援 | 実利用者 人／月 | 0 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |

第8節 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

町の必須事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業が挙げられます。

(1)理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

現状と課題

町では平成25年度より実施しています。

サービス見込み量

今後も事業を継続実施し、事業の充実に努めます。

【理解促進研修・啓発事業の実績及び見込量】

| 区分 | 実績値 | | | 見込量 | | |
|-------------|-----|----|----|-----|----|----|
| | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

(2)自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

現状と課題

現在、地域住民や障がいのある人の家族等に対する取り組みを進めています。

サービス見込み量

今後も事業を継続実施し、事業の充実に努めます。

【自発的活動支援事業の実績及び見込量】

| 区分 | 実績値 | | | 見込量 | | |
|-----------|-----|----|----|-----|----|----|
| | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 自発的活動支援事業 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

(3)相談支援事業

①障がい者相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行うサービスです。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障がいのある人等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、町は相談支援事業を実施するに当たって、協議会を設置し、中立・公平な相談事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

現状と課題

現在は、秩父圏域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）共同で相談支援事業所3か所を設置（委託）し、それぞれ相談支援を行っています。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用実績、利用者のニーズを勘案し、今後も事業を継続します。

【障がい者相談支援事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 障がい者相談支援事業 | か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 |

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え困難ケースの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

現状と課題

現在は、秩父圏域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）共同で設置（委託）し、それぞれ相談支援を行っています。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用実績、利用者のニーズを勘案し、今後も事業を継続します。

【基幹相談支援センター等機能強化事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|------------|----|---------------------|----|----|----------------------------|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 基幹相談支援センター | か所 | 3か所 （相談支援事業所に委託） | | | 1か所（令和3年1月より基幹相談支援センターが開所） | | |

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援するサービスです。

現状と課題

現在は利用がありませんが、今後は利用が見込まれます。そのため利用の促進に向けて、制度のPR、広報活動等を通じて周知を図ります。

サービス見込み量

現在利用はありませんが、今後の利用等を勘案し、毎年1人を見込みます。

【住宅入居等支援事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|-----------|-----|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 住宅入居等支援事業 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(4)成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用する事が有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図るサービスです。

現状と課題

本計画の第7章 成年後見制度利用促進基本計画に位置づける内容とあわせ、施策の推進を図ります。

サービス見込み量

現在利用はありませんが、今後の利用等を勘案し、毎年1人を見込みます。

【成年後見制度利用支援事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|------------------|-----|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 成年後見制度 利用支援事業 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図るサービスです。

現状と課題

現在は、町内に業務を行える法人がないため事業を実施していません。

サービス見込み量

現在実施していない事業ですが、令和3年度以降実施を目指します。

【成年後見制度法人後見支援事業の実績及び見込量】

| 区分 | 実績値 | | | 見込量 | | |
|----------------|-----|----|----|-----|----|----|
| | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 |

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳、要約筆記者等の方法により、障がいのある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図るサービスです。

現状と課題

埼玉県聴覚情報センターへ手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託します。今後、需要が伸びてくると、時期的・時間的な問題で対応できない可能性がありますので、手話通訳者等の育成が求められます。

サービス見込み量

近年は利用実績がありませんが、今後の需要を見込むものとして、手話通訳者、要約筆記者ともに毎年1人を見込みます。

【意思疎通支援事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|-----------|-----|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 手話通訳者派遣事業 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 要約筆記者派遣事業 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |

(7)日常生活用具給付事業

重度の障がいのある人であって当該用具を必要とする者を対象に、日常生活に必要な用具を給付または貸与するサービスです。

現状と課題

取扱い品目は、多種多様であり耐用年数等の関係から、利用実績にばらつきがあります。今後は、障がいのある人の特性、ニーズを的確に把握し、必要性に応じ基準を見直しするなど柔軟な対応が求められます。

サービス見込み量

令和2年度末までの利用実績を勘案して、サービス量を見込みます。

【日常生活用具給付事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 介護・訓練支援用具 | 件／年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 自立生活支援用具 | 件／年 | 0 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 在宅療養等支援用具 | 件／年 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件／年 | 3 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 |
| 排せつ管理支援用具 | 件／年 | 309 | 301 | 301 | 320 | 330 | 340 |
| 住宅改修費 | 件／年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 件／年 | 315 | 311 | 311 | 334 | 344 | 355 |

(8)手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としたサービスです。

現状と課題

現在、手話奉仕員の講習会等による養成を行っていますが、さらに手話奉仕員のスキルアップなどを行う必要があります。

サービス見込み量

近隣自治体と連携を図り手話奉仕員の養成研修を実施して養成に努めます。

【手話奉仕員養成研修事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|-------------|-----|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人／年 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(9)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出時における支援を行うことにより、障がいのある人が外出しやすくなり、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としたサービスです。

現状と課題

利用は横ばい傾向ではあるものの、サービス利用の増加が見込まれます。

サービス見込み量

令和2年度までの利用実績、利用者のニーズを勘案し、サービス量を見込みます。

【移動支援事業の利用実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|--------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 移動支援事業 | 実利用者人/月 | 17 | 14 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | 時間/月 | 560 | 430 | 430 | 460 | 490 | 520 |

(10)地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人等が通い、地域の実績に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図る事業です。

現状と課題

地域活動支援センター（I型）は、精神障がいのある人を対象として1か所で実施しています。

サービス見込み量

令和2年度までの利用実績、利用者のニーズを勘案し、サービス量を見込みます。

【地域活動支援センター機能強化事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|------------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 地域活動支援センター機能強化事業 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(11)その他の事業

①訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【訪問入浴サービス事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|------------|-----|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 訪問入浴サービス事業 | 人／年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

②日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息が図られるよう支援します。

【日中一時支援事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 日中一時支援事業 | 回／年 | 32 | 175 | 175 | 175 | 175 | 175 |

③自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

就労などのため自動車運転免許証取得や自己所有の自動車を自ら運転する場合に、その自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどの改造費の一部を助成し、外出時の移動を支援します。

【自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|---------------------------|-----|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 自動車運転免許取得費・ 自動車改造費助成事業 | 回／年 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |

④巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障がいがある“気になる”段階から支援を行うための体制を整備します。

【巡回支援専門員整備事業の実績及び見込量】

| 区分 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|-------------|-----|-----|----|----|-----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 巡回支援専門員整備事業 | 回／年 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |

第7章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 基本理念

成年後見制度利用促進基本計画においては、財産や権利を守る成年後見制度を、スムーズに利用できるように支援することにより、その方の尊厳や意思決定の尊重を図ります。

これによって、知的障害や精神障害などの理由により判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるような環境整備を行うことを目的に、計画を策定します。

第2節 成年後見制度利用の現状と課題

(1) 相談窓口と周知

令和2年10月に「皆野町成年後見センター」（皆野町地域包括支援センター内）を設置しました。権利擁護に関する相談は年々増加する傾向にあり、令和元年度は50件弱となっています。高齢者のみならず、知的障害や精神障害のある方の相談に総合的に対応しています。

周知について、パンフレットや地域包括支援センターだよりを配布し、相談しやすい環境を整えています。

(2) 地域連携ネットワークの構築

家庭裁判所、法テラス法律事務所、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所などの関係機関との連携を図っています。更に、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの関係団体との連携を強化しています。

また、秩父圏域1市4町にて、秩父地区協議会を設置し、成年後見制度の情報共有や意見交換会を行っています。

(3) 成年後見制度利用促進

成年後見制度は、家庭裁判所において選任された成年後見人などが、知的障害や精神障害などにより判断能力が十分でない方の財産管理や身上保護を行うことにより、消費者被害や虐待などの防止などを支援します。判断能力が十分でない方が、成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族などが申立てを行うことが難しい場合、町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。直近5年間では、毎年1～2件の申立てを行いました。

また、成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成をしています。

(4) 日常生活自立支援事業(安心サポートネット事業)

知的障害や精神障害などを理由に自らの意思を決定することや表明することが困難な人に対して、福祉サービス利用援助、日常金銭管理サービスや書類預かりサービスなどを提供しています。

また、日常生活自立支援事業を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、費用の9割を助成しています。

第3節 目標とその達成に向けた取組・方向性

(1) 相談窓口と周知

目標

中核機関の設置と充実

具体的な取組と方向性

皆野町成年後見センター(皆野町地域包括支援センター内)を一次的窓口と位置づけ、権利擁護の支援が必要な人の発見や支援、早期の段階の相談や対応体制を整えます。専門知識を有した専門職である社会福祉士を配置します。秩父圏域1市4町にて、二次的窓口の創設に努めます。中核機関を設置し、広報機能、相談機能・成年後見利用促進機能、後見人支援機能を段階的に整備します。

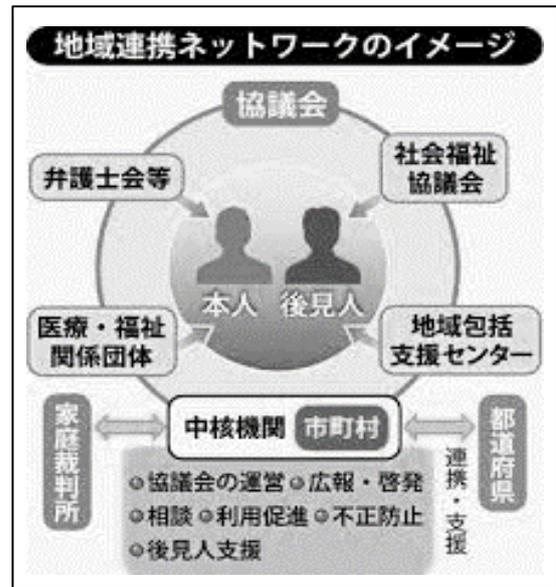
(2) 地域連携ネットワークの構築

目標

地域連携ネットワークの強化

具体的な取組と方向性

弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会などの関係機関の連携を強化するとともに、既存の社会資源を活用し、民生委員、地域住民の協力を得られるよう、情報共有や意見交換ができる協議会を開催します。また、秩父圏域1市4町で構成する秩父地区協議会とも連動します。



(3) 成年後見制度利用促進

目標

中核機関・地域連携ネットワークの包括的な運営

具体的な取組と方向性

広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能を有する中核機関を設置し、これと連携する地域連携ネットワークを整備するために、皆野町成年後見センターでは、相談窓口の周知や相談支援を継続して実施します。秩父圏域1市4町では、中核機関を設置し、より高度な相談への対応、市民後見人の養成、法人後見などに取り組み、地域連携ネットワークの整備と運営を行えるようにします。

(4) 日常生活自立支援事業(安心サポートネット事業)

目標

高齢者の判断能力に適した権利擁護

具体的な取組と方向性

高齢者の判断能力の程度に応じて、代わりに支援する権利範囲が決まることから、残存能力を最大限活かせるよう、本人や家族と十分に相談し、適切な権利擁護を行い、返って権利が侵害されないよう努めます。また、残存能力の変化に応じて、成年後見制度と日常生活自立支援事業の連動性と整合性を図ります。

第8章 計画の推進

第1節 各主体の役割

本計画を推進するにあたっては、障がい及び障がいのある人に関する問題について社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、理解しあいながら一体となって取り組むことが必要になっています。

(1)地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障がいのある人が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣の人同士が互いに助け合うことの出来る地域づくりを進めるなど、障がいのある人やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

(2)学校

障がいのある子ども一人ひとりが、個性の伸長を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

また、障がいのない児童生徒が障がいのある児童生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

(3)団体

障がい者関係団体などの役割は、障がいのある人やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

(4)企業

障がいのある人が安定した生活を営むためには、障がいのある人の適性と能力に応じた仕事の内容や雇用形態等を考慮するなど、障がいのない人と共に生きがいをもって働けるような職場作りが望まれています。

さらに、障がいのある人も企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に共生し、社会に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

(5)行政

行政の役割は、町民の総合的な福祉の向上を目指して広範にわたる障がい者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障がいのある人を支える家族などのニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

施策の展開にあたっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障がいのある人のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を的確に提供し、町民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていくことが求められています。

第2節 計画の推進

(1)推進基盤の整備

ノーマライゼーション及びソーシャルインクルージョンの理念の下、障がいのある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活を目指すことを支援するとともに障がいのある人のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう担当間や関係行政機関、障がい者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、秩父地域自立支援協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

(2)行財政の効率的運用

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間ですが、法律等の変更や町民ニーズの変化、財政事情の変化など、この間にも社会経済情勢の変化が予想されます。

このため、今後増大する福祉などのサービス需要に的確に対応するため、行財政改革に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。また、制度の見直しなど国の動向を的確に見極めながら計画を推進してまいります。

(3)連携・協力の推進

ア. 庁内の連携・協力

保健・医療・福祉の分野を中心に、教育や就労など、障がいのある人の自立生活に関連の深い行政分野との連携を図り、地域、障がい者団体、ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービス提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実に努めます。

イ. 国・県・近隣市町村との連携・協力

町単独で行うことが困難な事業については、可能な限り近隣市町村との連携を図るとともに、国・県の障がい福祉計画に掲げられた事業を効果的に活用するなど、適切な役割分担を通し、国、県及び事業実施の関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

ウ. 事業者との連携・協力

相談支援事業をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業者との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効率的かつ効果的の遂行に努めます。

エ. 目標達成状況の評価

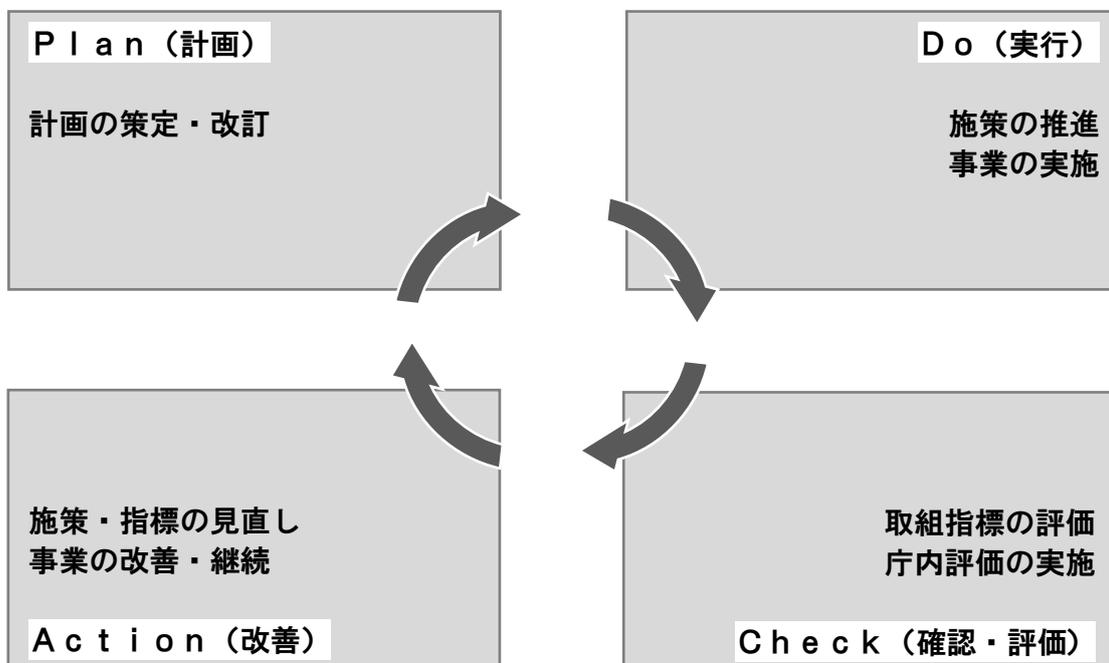
障がい福祉サービスの充実に図るため、定期的に本計画の目標達成状況、事業の進捗状況等について点検評価を行い、評価にあたっては、町民等参加の推進組織に情報提供を行いながら、意見を聴取するなど着実な進行管理に努めます。

第3節 目標達成状況の評価

本町は、各目標値、サービスの見込み量については、1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の年度評価として分析・評価を行い、必要があると認められる場合は、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。

また、年度評価については、協議会や庁内検討委員会等へ報告し、公表します。

なお、町は障がい福祉計画について、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。



資料編

1. 計画策定の経緯

| 日時 | 内容 |
|---------------------|---|
| 令和2年 8月7日～9月3日 | 皆野町障がい者計画等策定のための団体ヒアリング実施 |
| 令和2年 8月19日～9月8日 | 皆野町障がい者計画等策定に係るアンケート調査実施 |
| 令和2年 11月24日 | 第1回 皆野町障害者福祉基本計画策定協議会 (1) 第6期障がい者計画・障がい福祉計画・第2期皆野町障がい児福祉計画の策定について ① 計画骨子案について ② 今後の日程について (2) その他 |
| 令和2年 12月24日 | 第2回 皆野町障害者福祉基本計画策定協議会 (1) 第6期障がい者計画・障がい福祉計画・第2期皆野町障がい児福祉計画の策定について ① 計画素案について ② 今後の日程について (2) その他 |
| 令和3年 1月13日～2月12日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和3年 2月26日 | 第3回 皆野町障害者福祉基本計画策定協議会 (1) 第6期障がい者計画・障がい福祉計画・第2期皆野町障がい児福祉計画の策定について (書面審議) |

2. 皆野町障害者福祉基本計画策定協議会設置要綱

平成 10 年 5 月 11 日

要綱第 12 号

(目的及び設置)

第 1 条 この要綱は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づき、障害者福祉基本計画並びに障害福祉計画を策定することを目的とし、皆野町障害者福祉基本計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 皆野町障害者福祉基本計画検討委員会が調査研究した事項
- (2) 総合的な障害者福祉のあり方
- (3) その他障害者福祉基本計画及び障害福祉計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱した者（以下「委員」という。）20 人以内で組織する。

- (1) 町議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 学識経験を有するもの

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年要綱第28号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年訓令第17号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第25号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

3. 皆野町障害者福祉基本計画策定協議会委員名簿

| 番号 | 区分 | 所属機関・役職名 | 氏名 | 備考 |
|----|----------------|---|--------|-------|
| 1 | 町議会議員 | 皆野町議会議長 | 若林 光雄 | |
| 2 | | 皆野町議会 総務教育厚生常任委員長 | 大澤 径子 | |
| 3 | 保健・医療・福祉等関係者 | 皆野病院事務長 | 倉林 光春 | |
| 4 | | みなもの整形外科医院長 | 根岸 元二 | |
| 5 | | 皆野歯科医院長 | 吉田 久 | |
| 6 | | 皆野町社会福祉協議会事務局長 | 根岸 みどり | |
| 7 | | 社会福祉法人清心会 秩父地域障がい者基幹相談支援センター「ビバーチェ」 センター長 | 新井 幸恵 | |
| 8 | | 医療法人全和会 生活支援センター アクセス 施設長 | 新井 康代 | |
| 9 | | 社会福祉法人カナの会 カーサ・ミナノ施設長 | 中田 伶 | |
| 10 | | 皆野町身体障害者福祉会会長 | 吉岡 貞良 | |
| 11 | | 皆野町身体障害者相談員 | 高橋 正夫 | |
| 12 | | 行政関係者 | 皆野町副町長 | 土屋 良彦 |
| 13 | 皆野町保健師 | | 梅津 順子 | |
| 14 | 埼玉県秩父保健所副所長 | | 宮谷 公一 | |
| 15 | 皆野町就学支援委員会委員長 | | 設楽 昌宏 | |
| 16 | 埼玉県立秩父特別支援学校校長 | | 大澤 充 | |
| 17 | 識見者 | 皆野町区町会長 | 中 健治 | 副会長 |
| 18 | | 民生委員・児童委員協議会長 | 久保田 順一 | 会長 |
| 19 | | 民生委員・児童委員協議会 障害者福祉部会長 | 設楽 きせ | |
| 20 | | 司法書士法人アイランズ 代表 | 関根 泉 | |

第6期 皆野町障がい者計画・障がい福祉計画

第2期 皆野町障がい児福祉計画

皆野町 健康福祉課

〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-1

TEL:0494-62-1233 (健康福祉課直通)

URL: <http://www.town.minano.saitama.jp>
